

令和3年色麻町議会定例会3月会議会議録（第5号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

5番	河野諭君	6番	小川一男君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課課長補佐	高橋康起君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	井上勝美君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	早坂恵子君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浦山真治君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	山 田 栄 男 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第5号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第6号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第3	議案第7号	色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正について
日程第4	議案第8号	令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）
日程第5	議案第9号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第10号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第7	議案第11号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第12号	令和2年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第13号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第14号	令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第15号	色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第16号	色麻町手数料条例の一部改正について
日程第13	議案第17号	色麻町介護保険条例の一部改正について
日程第14	議案第18号	色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第19号	色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

日程第16	議案第20号	指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第21号	色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第22号	町の境界変更について
日程第19	議案第23号	境界変更に伴う財産処分の協議について
日程第20	議案第24号	色麻町道路線の変更について
日程第21	議案第25号	色麻町道路線の認定について
日程第22	議案第2号	色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第23	議案第26号	令和3年度色麻町一般会計予算
日程第24	議案第27号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第25	議案第28号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第26	議案第29号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	議案第30号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第31号	令和3年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第32号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第30	議案第33号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第34号	令和3年度色麻町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第6号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第3	議案第7号	色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正について
日程第4	議案第8号	令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）
日程第5	議案第9号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第10号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第7	議案第11号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第12号	令和2年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9	議案第13号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第14号	令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第15号	色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第16号	色麻町手数料条例の一部改正について
日程第13	議案第17号	色麻町介護保険条例の一部改正について
日程第14	議案第18号	色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第19号	色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第20号	色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第21号	色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

---

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日3月10日に町長提案による会議事件2か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加提案された会議事件は、議案第35号色麻町長期総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、議案第36号令和2年度色麻町一般会計補正予算（第14号）の2か件であります。

また、同じく昨日の3月10日議員提出の会議事件2か件が追加されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議発第3号色麻町議会会議規則の一部改正について、議発第4号色麻町議会傍聴人規則の一部改正についての

2 案件であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5 番河野 諭議員、6 番小川一男議員の両議員を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（中山 哲君） 日程第 2、議案第 6 号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 議案第 6 号和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明いたします。

本案は地方自治法第96条第 1 項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容でございますが、本町職員が令和 3 年 1 月 4 日、除雪作業のため除雪車を運転中、色麻町四竈字向町20番地先の町道向町 1 号線において、当該車両を後退させようとした際に、後方を十分確認しなかったことにより、相手方住所、色麻町字四竈字向町20番地、氏名、高橋 力様宅の敷地フェンスに接触し、損害を与えたものであります。

この相手方のフェンス修繕費の賠償につきまして、本町との間で協議が整いましたので、修繕料15万1,426円の損害を賠償することで示談をいたすものでございます。

和解の内容でございますが、本町は相手方に損害賠償金15万1,426円を支払うこと。過失割合は本町が100%であります。

そして、本町と相手方との間には、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認するものでございます。

なお、損害賠償金15万1,426円につきましては、その全額が全国自治協会の自動車共済金より補填されます。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3 番相原和洋議員。

○3 番（相原和洋君） お尋ねします。

今回の和解、起きたことはどうのこうの言いません。ただこういった事例、ここ近年

多々あったような気がします。

まず初めに、件数、過去の事例、似たようなケースどのくらいありましたか。お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答え申し上げます。

令和2年度においては、こちらの損害賠償等発生しているものは、3件あります。その中で1件は、平成30年1月にあった事故が裁判等を経て和解したというような状況にあります。

以上であります。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 昨年3件あったということでございました。再三これ私も聞いております。これに対してのリスクアセスメントの検証、結果に基づき、毎回聞いているんですが、今後のリスクマネジメントどのように図っていくかということ聞いておりました。今後再三このようなことがないと思うんですけども、それに対する対応策、措置、こういった形でお努めなされるのか、具体的改善策を含め、お尋ね申し上げます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 運転業務関係なわけですので、やっぱりそれに当たる人たちに十分気をつけてもらうようにこちらのほうから口うるさく言うということで、本人の自覚ということが大事ですね。

それから、どうしてもやむを得ない場合がありますね。例えば不注意と言われれば不注意になることもありますけれども、どうしてもやむを得ないという場合もありますが、そういうことも含めながらとにかく注意を怠らないようにということを指示をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 議案第6号には和解及び損害賠償の額を定めることについてとなっています。

そこでお伺いしますが、この見出しを見ると、どうも、簡単に言うと何らかの争いがあったと見えるんですが、本員からこの事故の状況を見ると初めから100対ゼロだったんだろうと思うんです、初めからね。しかし、ここに和解というのが入ると、何かの争いがあって主張が食い違ったんだけれども、最終的にこの額で和解したということになるんですが、そこで単的にお伺いしますが、この事故というのは、相手には初めから過失はなかったと私は見えるんですよ。100%最初から色麻町の問題があったから最初から100対ゼロだったと私は理解しているんですが、そういう理解の仕方でもまずよろしいかどうか、お伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） そういうことでしょう。そうだと思います。

これ色麻町内の方なんです、そうすると、この見出しを見ると必ず言い争いがあったということになるんですよ、和解というのは。そこで、これは単なる損害賠償の額を定めるというだけに過ぎないことだと私は思っておりますが、これはこの見出しというか、これ善処しておかないと誤解を与えることになりかねないなと思います。

そこで、お伺いします。

和解というのは、どういうときにやりますか、和解。私はこの和解は、和解という文書は取ってやらないと誤解を与えることになりかねないなと思っているものですから、気になったものですから、お伺いしてるんですが、最初から損害賠償の額を定めるだけのこれ行為ですよ。最初から100%町が問題があって、100%町がこの損害を弁償するというだけで、何ら言い争いというか、これはなかったはずなんです。最初からこうだったはずなんです。それなのに、ここに和解ということが入っているのが非常に気になるんですが、ですから、和解というのはどういうときにやるんですかということをお伺いしてるんです。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答え申し上げます。

ここでの和解は、地方自治法第96条第1項第12号の和解というものは、その民法第695条の和解と民事訴訟法第89条、それから第275条の和解、全てを含むことになっておりますので、このような御提案を申し上げたというような状況でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 多分聞いている方、よく分かんなかったと思うんですが、実際今言われた民事上、刑法上とかいろいろあるんですが、要するに和解するときというのは、1つは裁判で一つの主張が違って何かの争いがあって、最終的に譲り合うから和解というのがあります。また、裁判でなくても多少主張が違って何かの、簡単に言うと言い争いがあったことをこれからこういう争い事をなくそうということで、結論に達するの、これも和解だと思いますが、これはっきり言って相手方に対しては、一切最初から非がないわけですよ。一切最初から100、ゼロなんです。ですから、和解に至るまでの経過というのは最初からなくて、相手が何か余計なことを言ったとかなんとかということもなく、最初から100、ゼロであれば、こういったことについては、単に賠償額を定めることについてという提案でもよろしいのではないかと。でないと、後々こういったことを目にした町民の方々等に対して、誤解を与えることにはなりかねないだろうかだの、私は思っているんですね。

これは自治法上の提案としてそういうことはできないということになりますか、それともできますか、この和解というのを取り除いて。その辺をお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 天野議員にお答えをいたします。

その和解の解釈については、先ほど課長補佐のほうから説明をしたところであります。確かに今回の案件、相手の方は一切そういった争いというようなことではございません。ただ、先ほどの説明の中で、今後一切この件については、何も発声をしないというそういったことでの示談がなされております。その示談もこの和解の中に含むという、今後一切この案件については、言い争いはしないということを確認するためにも必要な部分でございます。ということで、自治法上の和解ということでの提案でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 議案第6号和解及び損害賠償の額を定めることについて、ただいま副町長が言ったとおり、この和解は民法上における和解、そう理解してよろしいか、まず1点。

さらにもう既に説明していただいたんですが、あくまでも金額、ここでは15万1,426円ですが、数字は確定しているんですが、やはり念書、お互いのこれからの和解の（2）にあります、一切の債権債務の関係がないことを確認するためにはこういう形でやらないと、今後相手方によって町に損害賠償の請求が起こされるおそれがあると思われま。よって、こういう形で提示し、議会の承認を求めたのかどうか、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 今小川議員から御質疑がございました。小川議員おっしゃるとおり、今回の部分については、100%町の過失ということで、その部分については先ほど来申し上げましたが、相手方も争う部分はありません。ただ、今後のことについても取り決めをしておかなければならないということで、そのためにも示談という形で民法上の和解に該当するということで、和解及び損害賠償の額を定めるという御提案をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第7号色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 議案第7号色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この条例は、地方自治法第207条に規定する非常勤及び非常勤以外の一定の者に対する実費弁償について定めているものであります。

一定の者について具体的に申しますと、1つ目が直接請求の署名の効力を決定するため、町選挙管理委員会が出頭を求めた関係人で、第1条第1号に定めています。

2つ目が100条調査のため、議会が出頭または証言を求めた選挙人その他の関係人で第2号に定めています。

3つ目が監査員が監査のため出頭を求めた関係人または学識経験を有する者等で、第3号に定めています。

4つ目が議会の委員会の調査のため出頭した者または公聴会に参加した者で、第4号に定めています。

このほか、最新の地方自治法では、議会が本議会において開催する予算、その他重要な議案、請願等についての公聴会に参加した利害関係を有する者または学識経験を有する者等、それから議会が本会議において開催する町の事務に関する調査または審査のため出頭を求めた参考人、そして、自治紛争処理委員が出頭を求めた当事者及び関係人も対象となっております。

以上のことから、今回これらを含めるための改正などを行うものであります。

審議資料の1ページを御覧ください。

まず、条例の名称でございますが、議会関係ばかりではなく、選挙管理委員会や監査委員、自治紛争処理委員も関係することから、他の市町村条例を参考に、「色麻町承認等の実費弁償に関する条例」に改めさせていただきたいと思っております。

次に、第1条第2号では、地方自治法の参照条項を「100条第1項」から「100条第1項後段」に改めます。

次に、第3号では文言の統一のため、「求めにより」を「要求に応じ」に改めます。

次に、第4号ですが、現行では「議会の委員会の調査のため出頭した者又は公聴会に

参加した者」について規定しておりましたが、「議会が本会議において開催する予算その他重要な議案、請願等についての公聴会に参加した利害関係を有する者又は学識経験を有する者等」に改めるものです。なお、委員会については、括弧書きのとおり準用する規定となっております。

次に、第5号ですが、こちらは「議会が本会議において開催する町の事務に関する調査又は審査のため出頭を求めた参考人」として新たに追加するものでございます。委員会についても括弧書きのとおり準用する規定となります。

そして、第6号ですが、「自治紛争処理委員の要求に応じて出頭した者」を追加するものでございます。

次に、第2条は「費用弁償」を「実費弁償」に改め、第2項では参照する旅費支給条例について改めるものです。

次に、2ページを御覧ください。

別表でございますが、まず鉄道、船舶及び航空機を利用した場合に旅費を支給できるように追加しました。

また、日当については、1日当たり3,000円を5,700円に、宿泊料については、1晩当たり1万円を1万2,500円に改め、比較的出席していただきやすいよう環境を整えるものでございます。

以上、改正内容を御説明申し上げましたが、本来であれば旅費支給条例の改正、平成18年に行われました。また、平成24年の地方自治法の改正に合わせて御提案すべきものではございましたが、改正漏れとなり整合性のない状況となっております。以前にも改正漏れ等の事例がありましたら、ちゅうちょなく御提案させていただき旨を申し上げておりましたが、今回判明いたしましたので、早速一部改正をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第8号 令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第8号令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 議案第8号令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,200万5,000円を減額し、予算総額を53億5,923万4,000円といたしました。

今回の補正は、予算執行に基づく予算整理のための減額と、国庫支出金や県支出金などの交付額確定等に伴う補正が主なものであります。

そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきたいと存じます。

議案書13ページを御覧ください。

まず、歳入から申し上げます。

第1款町税は、法人町民税が298万6,000円の減、入湯税で205万4,000円の減、合わせて504万円の減額。

第6款地方消費税交付金は、交付額確定により一般財源分、社会保障財源分合わせて509万円5,000円の増額。

第10款地方交付税は、特別交付税7,000万円と震災復興特別交付税372万7,000円の合わせて7,372万7,000円の増額。

第13款使用料及び手数料は、色麻保育所保育料93万6,000円の増、伝習館使用料130万円の減など、合わせて225万7,000円の減額。

第14款国庫支出金は、第1項国庫支出金で児童手当交付金511万1,000円の減、子どものための教育・保育給付金227万6,000円の減。

15ページ、第2項国庫補助金で社会資本整備総合交付金168万円の減、個人番号カード交付事業費等補助金189万8,000円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金183万8,000円の増、防衛施設周辺障害防止事業補助金334万1,000円の減など、合わせて1,406万8,000円の減額。

第15款県支出金は、第1項県負担金で保険基盤安定負担金571万9,000円の減、第2項県補助金で、園芸特産重点強化整備事業補助金173万7,000円の減、農地集積・集約化対策事業補助金1,753万3,000円の増、農地耕作条件改善事業補助金162万1,000円など、合わせて886万6,000円の増額。

17ページ、第17款寄付金は796万5,000円の増額で、匿名1名の方から5万円の一般寄

附と、加美清掃公社様から10万円の新型コロナウイルス感染症対策指定寄附を頂戴しております。また、ふるさと納税寄附金は、11月から1月までの分として312件、481万5,000円を増額しております。御寄附を賜りました皆様には改めて深く感謝を申し上げます。

第18款繰入金は、財政調整基金繰入金1億6,900万円の減額となっております。

第20款諸収入は、第4項雑入で市町村振興宝くじ交付金171万3,000円の増、令和元年度県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算による返還金600万7,000円の増、清水地区農地耕作条件改善事業負担金188万4,000円の減、給食納付金318万1,000円の減など、合わせて233万7,000円の増額。

19ページ、第21款町債は295万7,000円の増額で、経営体育成基盤整備事業債140万円の減。減収補填債435万7,000円の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の補正は、人件費及び各事業の実績に基づく予算整理による減額が主なものとなりますが、説明は主な増額補正について申し上げます。

20ページを御覧ください。

第2款総務費では、第1項総務管理費でふるさとまちづくり基金積立金484万5,000円の増額。

26ページ、第3款民生費では、第1項社会福祉費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金386万8,000円の増額。

33ページ、第6款農林水産事業費では、第1項農業費で農地集積・集約化対策事業補助金1,753万4,000円の増額。

第14款予備費は92万9,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところでございます。

次に、9ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正ですが、農業伝習館監視カメラシステムの借上げ、令和2年度から令和7年度の期間、限度額184万8,000円で設定することの追加と、文書管理システムソフトの借上げの限度額を1,287万円に、印刷機の借上げの限度額を572万円に変更する内容となっております。

最後に10ページ、第3表地方債補正ですが、新たに減収補てん債435万7,000円の追加と、経営体育成基盤整備事業について本年度借入額が確定しましたので、限度額を390万円に変更する内容となっております。

以上、令和2年度色麻町一般会計補正予算（第13号）の概要を申し上げますが、詳細については、款項を追って質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 議案第8号令和2年度一般会計補正予算（第13号）の中で、議会に対し、謝罪をしなければならない案件がございますので、その部分について私のほ

うから御説明をさせていただきます。

今、課長補佐のほうから補正予算の内容について御説明を申し上げました。その中で9ページをお開きいただきたいと思いますと思うんですが、第2表債務負担行為補正の変更の部分の文書管理システムソフトの借上げ、今回、964万円から1,287万円と変更の議決をお願いするわけですが、実は、この文書管理システムソフトの借上げ、令和2年度の当初予算の際にこの964万円という額を、転記ミスといえますか、当初から本来は1,287万円と限度額にすべきであったものを、事務処理の単純なミスということで964万円ということで議決を賜っておりました。

その後、この文書管理システムソフトの借上げ、契約等々を済ませたところですが、実はこの令和3年度の当初予算編成の際に、令和2年度までの債務負担行為のそれぞれの設定額等々のチェックをした際に、この限度額の設定の誤りに気づいたということでございます。

この額については、本来は令和2年度当初予算の段階から1,287万円と設定すべきであったということに対しまして、大変事務処理上ミスをしてしまったということで、今回、議会に対して謝罪をいたしたいと存じます。

形とすれば、大変申し訳ございません。追認議決というような形にならざるを得ないことを甚だ申し訳なく思っております。

よろしく御審議方をお願いいたしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書13ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

第5項入湯税。（「なし」の声あり）

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

第10款地方交付税第1項地方交付税。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回、この地方交付税、特別交付税ということで7,000万円来ております。多分これは今年雪が降ったということで、国のほうで事前に配付ということでありましてけれども、この地方交付税の基本的な考え方というのは、特別な財政需要が発生したり、または、普通地方交付税それらが当初の財政需要と比べて過少であったために交付されるということで、今回、冒頭に申したように、多分雪が降ったということ

で除雪費用かさんだので来たんだろうと思っておりますけれども、その中で多分宮城県、今回3団体、大崎市と色麻町とそれから加美町来ているんだと思います。それで、本町には除雪の分として5,700万円ほど来ているのかなと思っておりますけれども、ほかに特別な財政需要ということでの特別交付税でありますので、1,300万円その差額があるわけですが、ほかに来ている内訳分かればお知らせしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今ちょっと調べてますんで、特別交付税は県の裁量なんですよ。国のほうから毎年、ですから金額が変わるんですけども、その金額を県の裁量でそれぞれの市町村に配分されるわけですが、ですから、必ずしも見込んだとおり来るか来ないかというのは、これもなかなか予想できなくて、地方交付税の場合は余計来れば、ああ、助かるなというふうに、そういう感じなんですけれども、あと今質問されたことについては、ちょっと調べておりますから。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 具体的な部分については、今ちょっと調べているようなんですが、先ほど工藤議員がおっしゃったような除雪関係の部分もございまして、この部分については、先ほど5,700万円ほど色麻町にということで、繰上交付というような形で交付をされております。そして、今回の交付については、大雪ということもございまして、たしか過去5年間の平均交付額を基礎として、その3割相当を繰上交付といったような、そんな状況で今回交付をされたということでございます。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 工藤議員にお答えいたします。

現時点での令和2年度の特別交付税の決定額というか、分かっている分が1億1,300万円程度というふうに今のところは確定しておりますが、最終的に確定するが3月末になるものですから、見込みとしては1億7,000万円程度を見込んでいたという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 令和3年の1月22日に総務省より今冬の大雪に係る特別交付税、3月交付分の繰上交付ということで、本町に5,700万円来てます。でも、今回7,000万円計上されているので、その差額の1,300万円はどういう理由で何にきているのかお尋ねしたんですけども、分からなければ分からないで結構ですよ。

今課長補佐が言ったように、3月に本来は確定するんですけど、確かに。ただ、今回は災害、要するに雪による多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付をするもので、繰り上げて交付した額は3月分の特別交付税交付額から控除するというので、要するに差し引くよということで通知されているわけですよ。だから、今回7,000万円来た中でこうやって除雪費として5,700万円来てますので、1,300万円の何にきたのか分かればという疑問をしたわけですが、答弁になってないので、もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 副町長。スイッチ、マイクの。

○副町長（山吹昭典君） 工藤議員にお答えをいたします。

今工藤議員が言った1月に繰上げということで5,700万円、そして12月に第1回目の特別交付税が交付されております。それが1億1,300万円、今回の5,700万円と合わせてトータルで1億7,000万円が交付されているということで、当初予算に1億円だったので、失礼しました。今回、その7,000万円を予算計上したと。

ただ、12月交付されているこの1億1,300万円もいわゆる通常分といいますか、そういったルールの中で来てますので、具体的にこの部分、この部分という、そういった部分はなくて、最終的に3月の末で確定した段階で、色麻町の特別交付税の内容は対前年度と比較するとこの部分だったといったような部分が最終で来るものですから、今の段階はあくまでも内輪の中で来ているという、そういった段階でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 非常に不可解な答弁なんですけれども、今回除雪の費用として5,700万円来たわけでしょう。そのほかに合わせて1,300万円何がしか来ているわけだ。それがどういうものに充当するために来ているか分からないということなんです。ちょっと考えられないんですけれどもね。明確にこの5,700万円、今回色麻町に繰上交付ということで、1月の22日に決定しているわけですよ。こうやって5,700万円は大雪が降ったことでそれに対して財政需要が増したということでは来ているわけですから、当然そのほかの1,300万円についても何らかの理由があって来ているわけですよ。それが3月にならないと分かんないんですか、もらった金が。それも不思議だ。そうだとするのであれば、それはそれで分かりました。

ただ、今年寒さ強いものですから、3回目だよ、今度ね。寒さ強いものですから、結構道路が凍上被害あります。前にも過去何回か凍上被害で特別交付税来た経緯があるんですけれども、今後の見通しとして凍上被害に対する手当てといいますか、特別交付あるのかないのか。見込みとして、確定ではありませんから。その辺分かればお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは分からないんです。冒頭申し上げたとおり、県の裁量がありますので、例えば去年なんかも私もこの特交をお願いすべく、病院経営が苦しいものでお願いに行ったんですよ、担当の部長のところ。ですけれども、若干上澄みをしていただいたけれども、期待したほどでなかったんです。あくまでも県の、さっき副町長が言ったとおり、県は県の基準を一応持ってその中で裁量権で配分するものですので、今言ったようなことに来るかと言われても何とも言えないということになります。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、12款分担金及び負担金第1項負担金。（「なし」の声あり）

第13款使用料及び手数料第1項使用料。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 使用料の中の総務管理使用料、今回行政財産占有料66万円減額さ

れております。この行政財産占有料の過去の経過を見ますと、平成29年から令和元年までいずれも二百十数万円で決算されております。

そうした中、令和3年度の当初予算も見ますと、それも200万円で予算計上されておられるようですので、何か特別な事情があってこの66万円減額することになったのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

この行政財産占有料の減額でございますが、内容につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症、この拡大の影響を受けまして、ゴウダ株式会社さんが本郷工業団地にございます。年間駐車場の使用料といたしまして126万円、月額にいたしまして10万5,000円、12か月という形で使用を許可しているという状況でございます。

ゴウダさんのほうから、実は昨年4月に非常に売上げの状況が思わしくないというところで御相談を受けまして、町といたしましては、その売上げの推移を確認させていただきました。そうしましたら、対前年と比較いたしまして、大きい月ですと6割ぐらいの減少といったような状況だという報告を受けました。

そのような中、行政財産占有料に関しまして内部で検討いたしまして、50%の減額ということで、ゴウダさんのほうにこちらから減額しますというようなことで、このような行政財産占有料の減額に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ゴウダさんの駐車場の占有料、50%減額ということですが、令和2年度の特例という形で捉えていいものか。令和3年度200万円で通常どおり予算計上されておりますので、令和2年度の特例措置ということで減免といいますか、減額したというふうに捉えればよろしいわけですね。令和3年度はそのゴウダさんの経営の状況を見て、まだ減額するという判断もあり得るというふうに考えていた方がいいのか、その辺お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えを申し上げます。

令和2年度におきましても、一旦は12月までということで、12月までの賃借料の減額という対応をさせていただきました。ところが、一向に売上げが伸びないというような現状での御報告、そしてまたこちらでも数値的な部分で確認をさせていただきまして、まずは3月までということで、また延長をさせていただいたと。

そして、新年度に至りましては、またその状況を確認をしながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

次、第2項手数料。（「なし」の声あり）

第14款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第15款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第2項県補助金。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねさせていただきます。

県補助金5目農林水産費県補助金についてです。

今回補正額より約1,700万何がし増えて、約1億2,000万円の数字に最終的に着地するのかなと見ております。

当初令和2年の3月、組んだ時点では9,700万円、これから約2,200万何がし増えていると。ただこれ、説明文見ますと、園芸特産重点強化整備事業補助金、ここで170万何がし三角、マイナスになっております。それ以外のものについては、ある程度理解はできるんですが、なぜここの部分減額になってしまったのか。なおかつ、これが歳出の部分にも絡みが出てくるものですから、まずその点をお尋ねしたいなど。なおかつ、この本町における県補助金で来ている園芸特定作物とは一体どういったものを指すのか、まずお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。

園芸特産重点強化整備事業補助金ということでございますが、まず減額の理由でございますが、これは毎年事業主体がJA加美よつばさんで、そちらさんのほうである程度事業計画をまとめた段階で当初予算に計上いたします。その後、県とのヒアリングがございます。その時点で事業が確定をするという状況がございます。

そういう状況で今回、当初予算に計上した段階で見込んだ計画のうち、一部ちょっと補助対象外の事業が出てきたというところで、今回173万7,000円の減額ということになりました。

そして、この事業の対象の作物といたしましては、これは令和2年度の事業内容で申し上げますが、ネギ、ホウレンソウがメイン、そのほかにレタスというのがございますが、一番大きいのはやはりネギでございます。ネギ、ホウレンソウがメインということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あくまでもこの内容、今お話を聞く限りJAがある程度策定し、それを基に県がヒアリングをして決めた金額だと。しからば、これ対象外のものが今回出たというんですが、対象外とは一体何なんでしょうか。お尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。

当初見込んだ中で、その用途が汎用性、当然園芸作物以外にもこれは使用できる機械というところで補助対象から外れたというものがございまして、減額になったというこ

とでございます。

- 議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

議案書17ページ。

第15款県支出金第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第17款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第18款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第20款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

第21款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

続いて、歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。6番小川一男議員。

- 6番（小川一男君） 21ページ、6目財産管理費で、説明の中に光熱費128万円ほど減額になっているんですが、減額はよろしいかと思うんですが、今回のこの時期にこの金額が、もう少し早く積算あるいは並びに想定できないものだったのかどうか、その辺について、今回この時期に計上した説明を求めます。

- 議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

- 総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

この電気の使用料が主な部分になりますが、こちら電気料金の燃料費調整単価というものが関係しております。それで、その辺の動きが今年度見てたんですけれども、毎年の額よりも今低い額になっております。その燃料費調整単価というものが、原油とか液化天然ガス、石炭の燃料価格の変動によって毎月自動的に決まる単価ということで、令和2年度はガソリン価格等安かったような状況にありまして、こういった電気料にもその分が反映されてきているというような形になります。

それで、向こう算定期間がある一定の3か月間ありまして、それが2か月後に電気料金に反映されるというような流れになってまして、そういったところで今の時期に変動するところもありますので、このタイミングで今年度の推移を見た上での減額補正ということになりました。

以上であります。（「了解しました」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

22ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

23ページ、ありませんか。小川一男議員。

○6番（小川一男君） 総務管理費ですよね。（「はい」の声あり）

それで14目、ここで情報通信施設等保守点検委託料、当初170万円ほど見積もっていたと記憶していますが、減額が155万円ですか。この減額した理由について、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

情報通信施設等保守点検委託料155万円の減額ということでございますが、これはWiMAXに係る情報通信施設の保守点検の委託料ということでございます。

点検の業者でございますが、兵庫県あるいは韓国に関係する業者ということでございまして、この新型コロナに伴う緊急事態宣言あるいは県外移動の自粛等の影響により、例年のような保守ができないというような状況で、一部リモートで可能な点検のみは行ってございますが、主にやはり移動の旅費あるいは人件費等が主な保守点検でございますので、このような減額に至ったというところでございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 減額の理由につきましては理解しましたが、ただ、異常なければ委託料を計上しなくても支障ないのではないかなと思われそうですが、その点について御説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この保守点検に関しましては、もちろん異常のある場合の点検ということもございますが、異常がない場合も年間の保守管理委託として、通常行う保守点検でございます。ただ、いかんせん、状況は点検をいたしたところで状況が相変わるものではないということでもございます。今現在リモートで現状を維持しているということでございますが、今後この今の状況をまずは保守点検という形で維持すべく、令和3年度におきましても、この保守点検も今現在予定させていただいているということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 次の社会保障・税番号制度管理費の中で、個人番号カード等交付事務委託料89万8,000円の減ということでございますが、今現在個人番号カード、これ国で相当奨励しているはずなんですけど、減になったということは見込みがなかったということの答えなんだろうと思うんですけど、今現在、色麻町で個人番号登録されている人数は何人いるのか。特に私から言うまでもなく、役場の職員の方々は全部やっているのかなというふうな期待を込めて質問するんですが、その辺もお伺いしたいと思います。

ちなみに私は個人番号取っておりますので、その辺を理解して。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 山田議員にお答え申し上げます。

それでは、2月末現在の状況で回答させていただきたいと思います。

申請率でまず申し上げますと、延べになりますけれども、2月末現在で1,663名の方が申請をされて、割合といたしましては24.53%という状況になっております。

また、交付率で申し上げますと、そのうち1,298名の方が交付を受けていると、割合といたしましては19.15%になっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） この個人番号カードを取ると何が有利なのかというふうなことは、よくまだ町民に知らされていないんじゃないかなと。国では相当奨励しているこの制度なんですけど、保険証もなくともいいんだとか、いろいろ私自身もカード持ってますけれども、何に使えば有利なのかということを取った自身もあまり理解していないので、それでやっぱり町民にこれを広げたいんだと、広げようとするというのであれば、やっぱりこの辺のマイナス89万8,000円ということになったんだろうと思いますので、その辺は担当課長として今どのように普及しようとしているのかをちょっと確認しておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答え申し上げます。

まず、マイナンバーカードの活用方法ということの御質問かと思いますが、まず、現時点で利用できるのが、現在確定申告も行っておりますが、e-Taxという電子申告の際にマイナンバーカードが利用できるという点であります。

また、先ほど御質問の中にもありましたように、全ての医療機関ではありませんが、3月から保険証としての機能も含まれているということで、その病院にもよりますが、その対応できる場所については保険証の代わりにマイナンバーで診療を受けることができるということがあります。

また、現在マイナポイント2万円の商品を購入するあるいは電子決済をする際に2万円分のチャージを行うことによって5,000ポイント分が付与されるというものが、3月から9月まで延長されたという状況でございます。

そのほかにつきましては、各課ごとにマイナンバーを活用した施策を今後検討していくというふうに、今現在では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかにご覧いませんか。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第6項監査員費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

27ページ、ございませんか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 児童福祉費の児童福祉総務費でお伺いしたいと思います。

今回、広域入所委託料436万8,000円減額されているようです。当初586万8,000円ほど予算措置されておりましたけれども、相当な減額のように見受けられます。広域入所を利用する人が少なかったからだということになるのかと思いますけれども、当初見込んでいた人数と、現在、広域入所を利用なさっている子供さん、どの程度開きがあるものか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂恵子君） お答えいたします。

当初見込みの利用児童数は4名でございました。実際2名の利用となっております。また、年度途中での広域利用もお1人ございましたが、3か月間のみの利用でございましたので、利用対象者が減少したことでの減額補正ということになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 同じく児童福祉費2目児童措置費の19節ですか、扶助費についてなんですけれども、児童手当、ここで減額で723万5,000円。当初立てたより相当減額なされているというふうに思われます。

当初、どのように見込まれ実績どういった形になったのか、まずそれをお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。マイク、スイッチ。

○町民生活課長（井上勝美君） 相原議員にお答え申し上げます。

児童手当の積算についての御質問かと思われれます。

当初の積算ですけれども、児童手当につきましては、年3回、6月、10月、2月の支給日がございます。その中で、予算編成の際には、10月時点での支払い状況をベースに積算をしているところであります。年度途中で転入、転出等もございますので、そういった状況も加味しながら予算編成をさせていただいたところがございます。

当初につきましては、802名の児童で積算をさせていただいたところですが、2月支払いが終了しまして、759名という実績となりましたので、今回723万5,000円の減額補正をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

29ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第2項清掃費、ありませんか。（「なし」の声あり）

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

第5款労働費第1項労働諸費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 3目の農業振興費の18節負担金、補助及び交付金の中の農地集積・集約化対策事業1,753万4,000円。ほぼ歳入でも同額の計上をされておりますが、これは農地中間管理機構を通しての農地集積の補助金と思いますが、地区はどこになるのか。また、分かればその集約された面積、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。

農地集積・集約化対策事業費補助金でございますが、これは基本的に国からの補助金を歳入で受けまして、それを歳出のほうでトンネルで出すという補助金でございますが、これは今白井議員御指摘のとおり、農地中間管理機構を通して売買等、所有権の移転等がなされたものに対しての交付と、あと、それからそれに伴って離農された方々に対するものと、大きくは2つのタイプがございまして、今回2つのタイプそれぞれ合わせて、金額にしますと2,453万4,000円ほどになります。

その対象といたしましては、先ほど申し上げたまずは離農される方々、経営転換協力金に該当する方々が今回36名いらっしゃいまして、その方々の分が1,100万円ほどになります。あとそれから、受けるほう、受け手側になります。これは今回2つの法人、ライスパーク向町とライスランド上黒沢の2法人が受ける分でございます。これが1,300万円ほどという金額になってございます。

今回は、これらの2つの法人に係る分の補助金を計上、当初予算700万円を見込んでおりまして、その不足分を今回予算計上したということでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

農地ですが、高齢化などによって、また、後継者不足も含めて農業の従事者が少なくなる中、このように農地を集積して農地を守ることが本当に大事であります。このように素晴らしいことをやっていただいて、その地区の方々にもその集約するための集まりとか、話合いの中でこのようにまとまったということで、その努力に対しても敬意を表したいと思いますし、また、まとめるために頑張っていた担当の方々にも、その努力に対して敬意を表したいと思います。

また、これはJAの方の協力も不可欠でありますので、今後ともこのような農地集積、農地を守るための農地集積、それを通して法人化になるということで、町当局もこれからもこのような事業に対して頑張ってもらいたいと思っております。町長の今後のこの事業に対する考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 白井議員と全く同感でして、それぞれの地域の中で法人組織をもっと立ち上げてほしいというふうに期待をいたしておりますので、職員共々頑張りたいというふうに思います。
- 議長（中山 哲君） ほかにございませんか。9番今野公勇議員。
- 9番（今野公勇君） 6目生産調整対策費、エゴマですが、229万2,000円、これ公社に出荷した量に対してキロ450円、それから3反分以上で反収50キロ以上に対しての5,000円の、あるいは6反分で50キロ入れが1万円というふうなことだというふうに思いますが、その内訳はどのようになっているか教えてください。
- 議長（中山 哲君） 産業振興課長。
- 産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。  
 えごま栽培推進事業の補助金の内訳ということでございますが、まずは作付支援ということで、出荷量に応じてキロ450円を助成するものでございますが、対象者が今回57名いらっしゃいまして、その分の金額が489万510円。  
 それから、団地加算の分、2パターンございますが、30アール以上で10アール当たり50キログラム以上の出荷の場合の単価5,000円の分でございますが、対象者が9名で22万8,380円。それから、団地加算、60アール以上で単価1万円の分でございますが、対象者が2名で22万9,060円。  
 それから、これとは別に畑作支援の分でございますが、これにつきまして対象者が9名いらっしゃいまして、89万8,500円という内訳になってございます。
- 議長（中山 哲君） 今野公勇議員。
- 9番（今野公勇君） 出荷された方が57名ということは、ほとんどの方が出荷されているという認識でよろしいんですか。人数、少し少ないような気がするんですが。まあ、いいです。それをお聞きしたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 産業振興課長。
- 産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。  
 出荷された方は現時点で57名ということで、一部この予算計上後に出荷見込みという方もいらっしゃいます。ですから、あくまでもこの予算の要求時点では57名だったということでございます。（「了解」の声あり）
- 議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
 次に、2項林業費。（「なし」の声あり）  
 第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）  
 第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）  
 第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）  
 第4項住宅費。（「なし」の声あり）  
 第5項下水道費。（「なし」の声あり）  
 第9款消防費第1項消防費。10番天野秀実議員。
- 10番（天野秀実君） それでは、消防費の中の委託料、システム機器保守業務委託料。

議長ね、今回の補正の中に随所にシステムの保守管理委託料が出てまいりますので、委託料について一般論としてお伺いさせていただきますので、よろしく申し上げます、一般論としてね。

そこで、例えばこういった警報システム、システムを導入するときには入札でやっているということを理解しております。私たちもこれが議会にもかかってきますので、ここまでは理解できますが、その後、維持管理費が発生するのがこの委託料だと思われま。俗に言うランニングコストなんですが、これが今さらながらですが、どのようにしてこれが決まっているのかというのが甚だおぼろげなところがありますので、お伺いするんですが、最初に入札した段階で、保守点検委託料まで明確になっているものなのかどうか。あるいはまた、その時々で状況で管理業務委託料が設定されるものなのか。大変勉強不足なものですから、なかなかこういったことについてまだ深い知識を持っていないものですから、この辺についてお答えいただければ幸いです。

それで、できましたら一般論としてその他のものについても。

○議長（中山 哲君） 天野議員。やはりこの款項に従った中での質疑をお願いしたいと思います。御了承のほどよろしく申し上げます。

○10番（天野秀実君） 分かりました。それでは、この部分に限ってだけ行います。この部分に限ってだけね。

それでは、この委託料につきましては、議会には金額は出てくるんですが、この決定の仕方の経過については、私も甚だ分からないところがあるものですから、その辺についてお答えをいただくと大変幸いです。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

この機器の本体に関しては、当然、入札をするような形にはなりますが、その業者で保守管理はするよう形になりますので、その辺は随契というような形で取らせてもらっています。一般的に入札が必要なものも発生するかと思いますが、この今回の全国瞬時警報システム機器に関しては、そういった扱いで随契という形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですね。よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） あのね、議長ね、これ1回だけじゃなくて、納得できるまでやれますから、3回までか。（「3回までです」の声あり）

要するに、こういうことですね。ここだけに限らずシステムを導入する場合は、当然入札です。これは私も分かります。議会にかかるわけですから。

その後については、今の答弁だと随意契約もあるし、そうでない場合もあるという答弁だったように理解しているんですが、それでよろしいのかどうか、この辺を確認いたします。

なぜこういう話をするかということ、場合によっては入札で取ってしまえば、その後ど

うにでもなる可能性も残されて、業者さんがですよ、いるのかなという思いが多少ないわけではないんです。ですから、ここでお伺いしてるんですが、今の答弁だと随意契約の場合もあるし、そうでない場合もあるんだというふうに理解したんですが、それによるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 一般的な保守点検云々の話もさせていただきました。当然そういうのもあるという状況ではあります。

ただ、今回のここで言う瞬時警報システムに関しては、特殊なシステムでもありますんで、ここしかないというような、ここと随意契約、ここしかできないんで随契をしているというような状況にはあります。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。天野秀実議員に申し上げます。現に議題となっているものについての質疑をお願いいたします。

○10番（天野秀実君） 中山議長、この議題となっているものについてやっています。最初一般論やろうかとしてお願いしたんですけれども、駄目だと言われたので、議題となっているものについてやっています。（「はい、よろしくお願いします」の声あり）

そうすると、この警報システムを導入するときには最初に入札。金額を示して議会に諮って、これは分かりました。ただ、その後についての金額は出てきますが、この件に関しては随意契約だと、そういうことになってますね。そうすると、その時々によって金額は当然動いていくということになります。

ただ、ほかのものについては、私も大変勉強不足なものですから、この委託料の決め方については分からない部分がございますので、これから委員長とか議長に議題外になるとお叱りを受けますので、その場所その場所ですっかりと確認をいたしますので、ぜひしっかりと答弁できるように準備をしておいていただきたいということを申し添えまして、この辺については納得をいたしました。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 40ページの公民館費の中で負担金、補助及び交付金の中で、補助金は地域コミュニティ推進事業72万5,000円の減ということなんですが、地域コミュニティ推進事業とはどういう事業をやっているのか。そしてまた、今回の減額の補正では、金額が大きいものですから、その理由などをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

まず、このコミュニティー補助金の事業なんですが、本年度からスタートした事業でございます。行政区が主催いたします全世帯を対象にした事業等を展開していただくということで、5つの対象の事業がございます。

まず1つはスポーツ振興に関する事業。それから、活力ある地域づくり振興に関する事業。それから、芸術文化振興に関する事業。それから、自然・生活環境に関する事業。最後に、防犯・防災に関する事業。この5つの事業でございます。

補助額につきましては、実施・実績額の2分の1の補助と。200世帯未満については3万円。200世帯以上については6万円を上限とさせていただいております。

本年度3地区実施いただいております。まず、志津地区でございます。志津地区の収穫祭に9,000円。それから、向町地区でございます。地区民パークゴルフ大会に1万6,000円。最後に、一の関地区でございます。活力ある地域づくりの振興ということで、花火3万円でございます。これら事業実績に基づきまして、今回減額72万5,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今答弁を求めましたら、町長も手を挙げようとした姿を見たときに、今年からこの事業を早坂町長が一つの目玉としてやった事業だったのかなと今思い出しました。

今年御案内のとおり、コロナ禍が蔓延したということで、各地域でのこういうコミュニティーづくりがなかなかできなかったのかなというふうな意味で、やった地区は3地区だったと。志津、向町、一の関だというふうなことで、これもまた色麻町の活力あるまちづくりの中の一つの目玉だったのかなというふうなことだったものですから、この辺について町長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今年、年頭の挨拶のときも自助、共助、公助、いわゆる共助ということをやっと強調させてもらったんですけども、やっぱりそれぞれの地域の中で助け合わなければならないこともたくさんあると思っております。

そういう意味を考えますと、やはりその地区、地域のコミュニティーを大事にしたい、そういうことで、そういう活動を何とか奨励したいものだということでのこの事業でございます。

確かに今年はコロナということで、集まる機会を設けられなかったということになりますので、実態としてはこのようになりましたけれども、状況が落ち着けばそれぞれの地区、地域の中で何とかコミュニティーをつくれるような、そういうことを意識してほしいと、そういう思いです。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 5目学校給食センター管理費10節の需用費、この中に光熱費及び賄い材料費、約460万円近くの減額を今回なされているという形なんですけど、昨今のコロナ禍において、学校が休校しているんであれば理由的には分かるんですけども、なぜ今の時期これだけの減額補正という形になったのか、まずお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

今回、光熱水費と賄い材料費で議員おっしゃったとおりの額を減額ということにいたしました。減額の時期でございますけれども、年度初めの休校によって給食数が減っておりますので、減額ということになりましたが、今回の議会はその年度の最終的な調整の議会ということでございましたので、今回最終の議会において減額をさせていただいたということにしております。

また、3月いっぱいまで、春休み前まで終業式までの間に安定した給食の提供ということも視野に入れながら、今回の減額ということとさせていただきます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 3月末まで、課長の答弁聞きますと、減額したんであるんでよろしいのではないのでしょうかと、そのように私は聞き取ったんですけども、本町において通年議会やってるんですよ。やっぱり減額する部分、事務事業として推移を図り、適切な処理をするというのが事務評価の内容ではないかなと思ってるので、今回こういう質問しているんですよ。

やっぱりそこは適切に分かった時点で処理していただきたいなと今後思われますんで、それを含め、今後の対応を含め、処理方どうしていくのかもお示してください。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

光熱水費につきましても、1月、2月、3月そういった時期においてどのように電気、それから水道料が推移していくかということもございましたので、今回のような時期になりましたけれども、来年度以降ですね、適切な時期ということも踏まえて、そういった時期に減額できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

議案書41ページ。

第12款公債費第1項公債費。ありませんか。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金第1項基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑を終わります。

次に9ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねを申し上げたいと思います。

こちらの変更について、冒頭で副町長より今回文書管理システムソフトの借上げについておわびのお話から入りました。

当初、本来であれば1,287万円、令和2年からもう事業始まっていますけれども、もう令和7年までの分として適正に処理すべきところを964万円と。事務方の転記ミスということで、今回起きた事情だということでは聞いております。

ただ、本来提案は色麻町長の名前での提案で議会に可決した案件だと思われれます。その点について、町長はどのように捉え、今回のこの件について考えているのか、まず1点お尋ねを申し上げたいと。

また、2つ目としては印刷機の借上げ。これについて、限度額については何も申し分はないんですが、まずこの借上げ台数が何台入れたのか。あと、令和7年までの備品との絡みを含めると、ランニングコスト的にはどのくらいの数字になってくるのか。その点をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 事務のミスということで、大変初歩的なことでこういうことでおわびをさせていただきました。私からもおわびを申し上げたいと思います。こういうことはあってはならないということでございます。大変申し訳なく思っております。

（「印刷機のほうは」の声あり）

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

印刷機の台数ということが一つありましたが、こちらは1台でございます。

ランニングコストに関しては、ちょっと今再度調べてましたので、少々お待ちいただければと思います。

○議長（中山 哲君） 時間かかるんですか。相原議員にお尋ねします。それが出て来なければ質疑は進みませんか。

○3番（相原和洋君） いや、できます。大丈夫ですよ。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほど町長から謝罪のおわびをいただき、そのとおりになんだろうと、今後このようなことがないようにだけお願いを申し上げたいと。

ただ、印刷機について、ランニングコスト、私も時間あるもんですから、35市町村一

通りちょっと調べてみました。今ほかの自治体がこういった部分の借上げについての経費削減を、本町もしている部分はあるとは思いますが、入れていると。今回、多分これ理想科学社というところの業者のものが入っているということはお尋ねで聞いております。1分間に160枚印刷できる高速機能を持ってステラブソーター、俗に言うホチキス関係ですか、これが70枚まで留められるような機能を持ったものを今回導入していると。ただ、それを入れてどれだけの費用対効果を持つのか、私は分かりかねます。

ちなみに、蔵王町とかもう逆に安いものを入れているんですね、聞いてみると。大崎市もしかりです。

地方自治法の2条第14条に最小の経費で最大の効果を生むという部分からすると、本町におけるこの数字というのは、適正なものなのか、甚だ疑問視を持ちます。

他社の機能のやつがA社とします。調べたところ、年間5年間で250万円で装備できると。本町で入れたものときほど差がないのに、なぜこれだけ高いものを今回入れているのか。この事業だけではないと思いますよ。今後長期総合の中でもそういった部分、今までの部分もあると思うんですが、それをどのようにして今回のこの部分に判断し、572万円もかけてやる必要があるのか。それがどれだけ町民の方に対する裨益につながるのか。具体的に分かりやすく、私どもにお示しをいただきたい。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

先ほどのランニングコストの件からお答えいたしますと、借上料として、あと、インク代合わせまして717万6,000円、令和3年から令和7年まで717万6,000円、これは令和3年から令和7年までというふうな形での金額になります。

あともう1点、この機器、要はこれだけのスペックのものが必要なのかというようなお話だったかなと思いますけれども、そちらに関してはうちのほうでもその辺デモ等々して機器の比べたりもしているんですけれども、先ほどのお話しあったホチキスとか留める枚数とかそういったものがやはり機器の仕様ですね、その辺がちょっと劣るものというので、うちのほうの業務には、ちょっとできれば今回のスペックぐらいのは欲しいというようなところで選定したものであります。

それで、例年今まで使っていたものよりもコストは低く、その辺抑えられるような形を取りまして、今回のものを選定したというような状況であります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今までは高いものを入れていて、今回それより安いと。スペック的にもこういうものが必要だから入れたという答弁いただいているんですけれども、うちよりも規模の大きい自治体が安いものを入れて、それで対応できているのにもかかわらず、本町がこれを入れることによって、どれだけの町民に対する裨益が生まれるのか。結局数字がどうなってくるのか、かかるお金はここに分かります。それをどれだけの形で反映されるのかというのが分かりかねない部分があるんじゃないかなということでお

尋ねています。

今一度お尋ねします。本当にこれだけのスペックのものが必要で、それがどういった形で今後生きてくるのかを再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

先ほど御説明したようなスペック的なものでお話しいたしますと、この機械で作業ができなければ、ほかに会計年度任用職員なりほかの職員なりがしなきゃいけない部分とかも出てくると思います。

それで、これからそういった機械化をして、できるだけこういった機器を使ってやれるものはそちらにシフトして、我々のマンパワー的にはほかの部分にいろいろ機械ではできないような部分にかけていければなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 相原議員もちょっと触れていましたけれども、初歩的なミスだということで、この文書管理システムの借上げについて、今変更ということが出てきました。その本来この予算の調整執行というのは、全て町長の権限だというふうに思っております。それは地方自治法の149条の2項、211条の1項でしっかり明記されております。

それが、先ほど冒頭に副町長が謝罪をしました。そのとき町長がいなければ、不在であればいいんですよ。町長が隣にいたんですけれども、あれは今回のこの令和2年の予算については、副町長が予算を調整執行したんでしょうか。お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 責任は私にあるということについては、そのとおりです。

調整関係については、どちらかと言えば副町長のほうが目を余計通しているわけですが、責任は私にあります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうであれば、副町長が謝罪をした。その前に本来は町長が謝罪するべきじゃないんですか。そうして、副町長がこれこれこういう理由で事務の内容を精通しているので、副町長に詳しいことは答弁させますとかなんとか言って、それで副町長が内容的なものを述べるのが普通、通常じゃないんですかね。それを副町長が内容を説明して事務方のミスでしたということでおわびをした。そのそばに町長は座っていたんですよ。

予算というのは、全て調整も執行も町長の権限なんですよ。だから、地方自治法でこうやって町長にそういう権限を与えているんです。それなのに、部下である副町長に謝罪をさせておいて、自分が調整執行している予算について、何にも言わないというのはおかしい話じゃないですか。私は冒頭に謝るべきだと思いました、この話については。どうですか、その件について。

○議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 以後、気をつけたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。
- 8番（工藤昭憲君） 随分と素っ気ない話なんですけれども、やっぱり予算というのは、全ての数字を補捉して計上することであって、これが全て町長がやったわけでないのは分かります。事務方がやっているんだということは百も承知なんですけれども、でも、これが予算が議会の皆さんはこの内容が間違えないと思って、その内容等を信じて議決したんですよね。それが今回間違えでしたということで、323万円も間違っていたなんて話、あり得ないことなんだと思いますよね。

とにかく、間違いというのは誰にでもあるということでありますから、その人は攻めるつもりはございませんけれども、ただ、数字というのを我々は信用して議決しているわけですから、今後こういうことのないように、しっかりとやっぱり町長として監督してほしいなと思います。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） さっき言ったとおり、以後、気をつけたいと思います。
- 議長（中山 哲君） ほかに質疑ございませんか。10番天野秀実議員。
- 10番（天野秀実君） それでは、第2表について私もお伺いをいたします。

先ほどの答弁だと目を通していなかったということで、そうすると決済はされましたか。

当初予算もこれから出てくるんですが、大概行政の書類というのは、間違いがあったりすることはこれはあるわけですから、これはこれでしょうがないと。それはあるんだけれども、ただ、私は最終的な決済をするのは町長だと思っておりますので、今のお話だと目を通していなかったような話でした。ということは、多分判も押していないんだろうと思います。それは、非常におかしなことなのさ。判こを押すということは、目を通していているということと思うんです。それで、これからも次年度のことについてもこれから出てくるとは思いますが、やはり代表権を持つのが町長ですから、しっかりと目を通して決済していただくと、判こを押していただくと。

それで、代表権を持つ町長が何かあった場合には、やはり権限として一切の責任を表明するというのが私は筋だと思っております。今回、そうでは多少なかったんですが、その辺について、やはり善処していかれることを私は望んでおりますが、その点についてはいかがですか。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 当然、決済はしているわけですね。ただ、こういうことについては、私は見てすぐに分かる、それぐらいの内容については持っていないわけです。

初めてこれはこう、これはこうと説明を受ければですけども、ですから、今言ったように指摘をされれば、大変私の責任ではありますが、どうしても説明を受けて初めて分かるというものもございますので、その点については、これからも慎重にやらさせていただきます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次に、10ページ、第3表地方債補正、質疑ありませんか。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 歳入のほうで質問してもよかったんでしょうけれども、地方債補正ということで改めてありましたんで、ここで御質問させていただきます。

今回、減収補てん債435万7,000円ということで、地方債を発行する計画のようです。この減収補てん債、ここ長年ちょっと聞いたことのない地方債のようであります。過去には住宅ローン減税などの際は、減税補てん債というような形で地方債ありましたけれども、この減収補てん債の趣旨といたしますか、その辺についてまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） お答えいたします。

減収補てん債ですけれども、こちらの内容といたしましては、年度途中の減収に対して減収を補填するための特別の地方債という位置づけであります。従来ですと、法人税割や利子割交付金、法人事業税交付金などが対象となるものですが、うちの町としては、特にこの辺の今までそういった急な減収ということにはなかったわけですけれども、今回、新たに追加されている部分といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目について、令和2年度限りの措置として地方財政法を改正し、減収補てん債の対象税目に追加されたということになります。

それで、色麻町に関係あるとしては、地方消費税交付金、あと不動産取得税、市町村たばこ税交付金などになるのかなというところなんですけれども、今回は地方消費税交付金はその対象になるというような内容になります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回、対象になった減収というのは、地方消費税交付金ですか、そのやつということで、435万7,000円限度額で発行予定のようですけれども、この基準財政需要額として減少した額、この435万7,000円のベースとなったものの金というのは、実際どの程度の金額なのか。435万7,000円がそのベースだということであれば、それでそれは結構なんですけれども、普通建設事業債であれば事業費の何パーセントが地方債の充当だというような形であるわけですけれども、これは100%地方債発行のベースになるのかどうか、その辺をお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 今回の435万7,000円というこの額についてであります、こちらのほうは県のほうで算出して、色麻町としてはこの分減額になるというふうな、そういうことが示されたことによるものになります。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）  
ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第9号令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第9号令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に150万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,813万1,000円と定めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

議案書49ページをお開きください。

歳入ですが、第1款第1項1目利子及び配当金は1万3,000円を補正し、補正後の基金利子を7万3,000円とするものです。令和2年12月末奨学資金残高6,947万6,000円に対する利子の配分額でございます。

第2款第1項1目教育費寄附金は1,000円を減額し、補正後の寄附金を20万円とするものです。

第4款第2項1目返還金では、継続、新規合わせて43人の方より返還していただいておりますが、8人の方が返還期間を5年以内の返還に短縮したことによる繰上償還のため、149万5,000円を補正し、補正後の返還金を927万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款第1項1目積立金において、360万円を追加し、550万円とするものです。今回

の補正後による基金の令和2年度末基金残高は6,797万6,000円となる見込みです。

第2款第1項1目貸与事業費においては、令和2年度貸与奨学生が当初予算では継続、新規合わせて26人で1,452万円を見込んでおりましたが、貸付決定者が22人で1,248万円の貸与額となり、当初見込みより4人減で204万円を減額するものです。

第3款予備費において、歳入歳出予算調整のため、5万3,000円を減額とするものです。

以上で、令和2年度奨学資金貸付基金特別会計補正予算の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書49ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第4款諸収入第2項返還金。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 返還金の中で149万5,000円となっておりますが、今担当課長からのお話、43人が返還されたということなのですが、そのできるならば内訳、大学生、高校生とあったはずなのですが、その辺をお知らせを願いたいなど。

それから、この返還金の中で返還が滞納している方がもしいるのか、いないのか、その辺もちょっと確認させていただきたいなということをお願いします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

まず、返還金で滞納者ですが、これは過年度分でおります。返還金については鋭意徴収努力をしながら返還していただけるように努めているところでございます。

それで、43人ですけれども、返還金、こちらは継続者が37人で、新規は6人ということでございまして、ただ大学生、短大生の内訳については、集計この時点ではしておりませんでした。ただ、月払いで申し上げますと、月払いが34人、年2回払いが5人、年1回払いが4名ということで、返還をいただいているというような状況でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

続いて、歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

第2款貸与事業費第1項貸与事業費。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君）　ここで先ほど課長の説明ですと、204万円の減は4人の方が見込みより減ったというふうな説明に、解釈したんですが、ただ4人が減ったという見込みが減ったということは、私が推測でものを申すわけにはいきませんが、意外と貸付金額が少ないから借りなくてもいいんだという、もう少し高い金額を貸してくれればいいのかなというふうな話をちょっと聞いたこと記憶にあったもんですから、この4人減になったという原因はどうだったのかをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君）　お答えいたします。

当初では新規10人というふうに見込んでいたんですが、今回申込みを取った結果、6人の申込みでございましたので、その辺の分析については、どのような形でのというのはなかなかお答えできませんが、結果的に6人の申込みだったということで御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（中山　哲君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次、第3款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6　議案第10号　令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（中山　哲君）　日程第6、議案第10号令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君）　議案第10号令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から49万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,174万5,000円といたすものでございます。

まず、歳入の主なものから御説明を申し上げます。

議案書56ページを御覧願います。

第1款国民健康保険税ですが、こちらは国民健康保険税の収入見込額がほぼ固まったことによる補正となります。第4節の医療給付費分滞納繰越分から第6節介護納付金滞納繰越分までを合わせまして223万円の増額補正といたしました。

第6款県支出金第1項県補助金において、第1目保険給付費等交付金の普通交付金が一般被保険者療養給付費分372万1,000円の増額、特別交付金の特別調整交付金分で22万円が減額見込みとなり、合わせまして350万1,000円の増額といたしました。

第7款財産収入では、基金運用により預金利子として19万5,000円の増額といたしました。

第8款繰入金第1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び一般会計繰入金につきまして、今年度の額確定に伴い689万6,000円の減額といたしました。

57ページに進みます。

第10款諸収入、雑入では、国保特定健診自己負担金42万5,000円を増額補正しております。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

58ページを御覧いただきたいと思えます。

第1款総務費第1項総務管理費並びに第2項徴税费では、委託料等の額が固まったことによる減額補正となっております。

第2款保険給付費第2項高額療養費第1目一般被保険者高額療養費では、高額療養費のこれまでの推移を考慮しまして、364万2,000円の増額といたしました。

第5款保険事業費第1項特定健康診査等事業費では、今年度の健康診査実績に基づき、特定健診委託料等を合わせまして254万7,000円の減額といたしました。

第2項保険事業費では、健康診査実績及び生活習慣病予防教室事業の中止により、89万1,000円を減額といたしました。

以上、補正予算の主な内容の御説明に代えさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書56ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

第6款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

第7款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第8款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第10款諸収入第2項雑入。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 総務管理費、一般管理費ということで、このプリンタの保守管理委託料の当初予算で9万3,000円計上しておりますけれども、実際執行した金額は1万7,000円でありますので、安いことにはこしたことはないんですけれども、何でも。ただ、あまりにも調整額と実際執行した金額の差があり過ぎますので、どういう理由なのか、一つ。

それから、このプリンタの購入費というのがありますけれども、ものによっては借上げしているものも結構ありますよね。ただ今回、このプリンタ購入しなければならない理由は、必要だから購入したんでしょうけれども、借上げした場合と購入した場合でどのように違うのか。まず、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 工藤議員にお答えいたします。

まず1点目のプリンタ保守管理料の額の差額の部分ですけれども、こちら当初保守管理料ということで約9か月分の保守管理料を見込んでおりましたが、今回プリンタを購入したという段階で、その納入事業者のほうから半年間メーカー保守という形を取るといってお話がありまして、その6か月分の保守料が安くなったというのが今回の減額の理由となっております。

もう1点、プリンタの購入ですけれども、リースとの違いということになりますが、リース契約いたしますと、大体1.34倍ぐらいの料金が、期間ありますけれども、差額が出てくると。リースにすると若干高めになるということで、購入をすることと判断させていただきました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今の答弁ですと、当初9か月分のプリンタの管理委託料を計上して、計上というか、見積もっていたということでもありますけれども、これを購入したことによってメーカーから保証があって、その分管理委託料が減額することができたということでもありますけれども、このプリンタを購入する時点で、この予算を調整した時点でプリンタを購入したほうがいいということで、予算を調整したわけですから、計上し

たわけですから、そのときにメーカーからの保証というのは、当然見込めたはずなんだというふうに思うんですけれども、なぜそこまでよく調整の段階でできなかったのかどうか。本来であれば業者のほうから説明受けるわけですよ。買った場合こうですよ、ああですよと。そうしたら、今の段階で減額じゃなくて、もうとっくに6月なり、遅くても9月にはこれは減額できたはずなんですよね。今になってやったっていう理由は何なのか。ただ単に忘れていたのか。または、今の時期でも大丈夫だろうというふうに思ってやったのかどうか知りませんが、その理由。今回減額した理由。メーカーから保証があるというのが分かっているながら、随分と先延ばしにした減額でありますので、その理由をお尋ねしたいと思いますし、それから、このプリンタを購入を計画、借上げとか比較した時点で買ったほうがいいたろうということなんですけれども、役場で庁舎にある備品の大半がほとんど借上げ、リースなんですよね。だったら、ほかの関係になってくるので、全体的なことになってくるので、そのことには踏み込めないで、今回はこれは購入したほうが安いという判断に至ったということでもありますけれども、やっぱり幾らでも経費を縮減するためには、当然やっぱりそういう比較も非常に大事なので、今後ともこういうことについてはしっかりとその辺を比較しながら判断をしていたらと思います。

1点だけ、今お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

まず、プリンタの保守の見積もり期間、当初の時点で分からなかったのかということですが、この部分につきましては、ちょっと失念しておりまして、メーカーのほうに確認するのを怠ってしまったという状況で、導入してからの保守期間で計上をさせていただいたと。

今回、このタイミングでの減額となったということですが、その他の事業と合わせて減額しようというふうに考えておりまして、事前に12月であったり、9月であったりということはちょっと考えていなかったということでございます。以後はできるだけ分かった時点で減額するように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） プリンタの保守管理委託料に関しては、その辺ちょっと調べるのが遅くて、結局失念したということでもありますけれども、大事に至らない部分でありますので、問題はないかと思っておりますけれども、今朝の新聞にも石巻市で職員が職務を怠ったり、いろんな公務員としての問題で処分になってますよね。先ほど冒頭に損害賠償の話もありましたけれども、やはり不注意というのはどなたにでもあるのかなと思っておりますけれども、それを許されるものなのか、そうでないものなのかというのは私よく分かりませんが、やはりもうちょっと緊張感を持って業務に励んでいただければと思います。

そして、今後は分かった時点で減額補正しますという答弁なんですけれども、必要のないものはいつまでも抑えておく必要ないんですよ。何らかの事業に使えるわけですから、それが。その早い時点で減額しておけばね。今後ともその辺についてはしっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後はきちんと予算の積算につきましても精査し、不要な部分につきましても、分かった時点で減額するよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。10番天野秀実議員。マイク入れてください。

○10番（天野秀実君） 備品を購入する場合の、購入するのか、あるいはお借りする、リースなのかを、その判断する基準をしっかりとっておいていただければ、私たちもこうやって予算審議のとき助かるのかなと思うんです。通常ですよ、なぜこれ購入したのかという理由がよく分かんなかったんですが、通常、頻繁に使うもので消耗の頻度が早いものは我々はリースのほうが良いと思っているんですよ。毎日何回も何時間も使って、これ二、三年すれば消耗してぼろぼろになるような使い方を、有効な使い方をするのはリースのほうが良いんだろうと私は思っているんです。それで、リースではなくて購入を選んだということは、我々の理解の仕方では、どうも長年にわたって大事に使える可能性があるのかなと。要するに、使用頻度がそんなにないから購入を選んだように理解をするんです。これ勝手に理解してるんですが、そういう理解の仕方でのいいのか、それとも購入する場合の何らかの納得できる基準というか、考え方があるのか、その辺だけでもできれば明らかにしていただければ、我々も理解が深まるんだと思いますので、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 天野議員にお答えいたします。

今回のこのプリンタ購入ですけれども、やはり国保資格管理システム等から主に使用頻度としては低いと。また、主に使う内容としましては、保険証の再発行などでありまして、ほかの基幹系システムのプリンタと比較しますと、やはり使用頻度は大分低いという状況でございます。

ですので、ほかの基幹系と区分しまして、国保専用機という形で購入をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費第1項療養諸費。（「なし」の声あり）

第2項高額療養費。山田議員。

○11番（山田康雄君） 一般被保険者高額療養費、今この時期に364万2,000円という増なんですけど、今3月なんですけど、令和2年度としてはあと何ぼ日もないんですけど、この金額をはじき出したということの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 山田議員にお答え申し上げます。

これまでの10か月分の平均が688万1,592円というふうに算定しているところでございます。そのまだ2か月分がまだ支払いが残っております。その単純に平均額の2か月分ではなくて、やはり月によって高額療養費の額変わりますので、多少上乘せいたしました計算したところ、今回の364万2,000円という形で積算いたしましたので、今回残りの2か月分の分を増額させていただいたというところでございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 数字的には理解しました。高額療養費ですから主に、分かる範囲内でいいんですけど、高額ですから大変高い療養費だということなんですけど、特にどういう病気なんですかと聞くのが大変失礼なのかな。やっぱり高額にならないように、私も一般質問でもお話ししましたけれども、なってしまった方には当然予算を増額しなくちゃならないんですけども、ちなみに高額療養費というのは特にどういう病気を指しているのかなということでもちょっとお聞きしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

高額療養費につきましては、特定の病気が高額療養費に該当するというものではありませんので、あくまでもその被保険者の所得状況等によって月の医療費に係る上限が決まっております。それを超えた分が高額療養費という形で見られるわけですので、特定の病気というわけではないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次に、第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分。ありませんか。（「なし」の声あり）

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 保健事業1目特定健康診査等事業費の委託料。

特定健康診査委託料117万7,500円、特定健康診査確認検査委託料77万2,000円とあります。

これの実施時期はいつ頃だったのか。当初見込んでいた人数が何名で、実際何名診査なされたんでしょうか。なお、この2つの違いというんでしょうか、委託料の。これについてお尋ねをまずしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 相原議員にお答えいたします。

まず、特定健康診査委託料でございますけれども、当初800名という形で予算計上をさせていただいたところですが、この特定健康診査、実施したのが、当初6月を予定していたところですが、12月、コロナ禍の影響により12月の半ばに実施したということで、実際受けたのが426名という形になりました。

そのために今回の減額という形になったわけですが、次の特定健康診査確認検査委託料、こちらは特定健診等で精密検査が必要だとなった場合の診査委託料という形になります。

今年度につきましては、その該当者といえますか、受診された方はいなかったということで、全額減額させていただいたところでございます。

すみません、特定健康診査、先ほど426名受診したということになりますが、これは町で受けた分ということでありまして、個別、今年度から個別の医療機関で受けることも可能となりまして、個別で受けた方が128名いたと。合計で554名、健康診査を今年度受けたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第2項保健事業費。（「なし」の声あり）

第6款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第11号令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 議案第11号令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から711万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,344万9,000円といたしました。令和2年度の事業がおおむね完了し、歳入歳出の額がほぼ固まったことによる補正でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

議案書66ページを御覧願います。

第1款後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料合わせまして279万5,000円の減額といたしました。

第3款繰入金では、一般会計繰入金の事務費分として65万円の減額、保険基盤安定繰入金で198万8,000円の減、合わせまして263万8,000円の減額といたしました。

第5款諸収入では、特定健康診査等受託料、健診受診者の実績に基づきまして114万9,000円を減額し、5目後期高齢者医療制度特別対策事業補助金におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、しかも豊齢かっぱ元気塾の事業中止による52万9,000円を減額といたしました。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

67ページを御覧願います。

第1款総務費第3項健康診査等事業費では、後期高齢者医療制度対象者健康診査委託料で実績に基づき114万9,000円の減額といたしました。

第4項保健事業費では、先ほども申しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、しかも豊齢かっぱ元気塾の事業が中止となり、事業費分で52万9,000円の減額といたしました。

68ページを御覧いただきたいと思います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料等を広域連合へ納付する項目となりますので、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金で減額した分478万3,000円を減額といたしました。

以上、補正予算の主な内容の御説明に代えさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書66ページ、歳入から入ります。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第5款諸収入第4項受託事業収入。（「なし」の声あり）

第5項雑入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

第4項保健事業費。工藤昭憲議員。

- 8番（工藤昭憲君） 先ほど説明の中で、コロナ禍でこの健康教室できなかったということなんですけれども、やはり11番議員も一般質問で言っておりましたけれども、やはり高齢者のこういう事業というのは非常に大事なんですけれども、今回この健康教室、これができなかったことによる高齢者の健康への影響というのは、どのように捉えているのか。要するに、この健康教室というのをやったことによってこうだ、やらなかったことによってこうだということ、しっかりその辺事業評価しておかないと、ただ金だけ出して成果が残らないような状況ではまずいのではないのかなというふうな思いするものですから、やはりこの健康教室を実施したことによってどういう効果があり、また、しなかったことによって後年度に、来年、再来年以降にどういう影響が出てくるのか、そのことでこの事業をやはりやったほうがいいんだという判断に至るわけなんですけれども、その辺しっかり評価しているものかどうか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 工藤議員にお答えいたします。

まず、このしかま豊齢かつば塾の目的なんです、もちろん山田議員さんとかの御質問にもありましたが、高齢者の健康の延伸を目的とする事業でございます。

この事業につきましては、公募制で実施しておりまして、これまで大体20名ぐらいの方が参加いただきまして、年にもよりますが、6回から8回ほど開催しているところでございます。

やはりこの事業を今回中止したことにより、健康増進のための機会を逸したという方もいらっしゃるかと思います。ですので、その影響はということになると、ちょっと判断も難しいんですが、新年度、令和3年度も継続していこうという考えで予算も計上させていただいているところですので、今年度につきましては、致し方ないという言い方もちょっとあれですけども、それほど大きく影響というのはなかったのではないかなという感じはしております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） なかなかこの事業の成果というのを判断するというのは大変難し

いかと思いますけれども、ただ、やはり52万9,000円という金額が決して安い金額でもないわけですし、予算総額からしてみれば確かに金額的には低いんですけれども、でもやはり目的が高齢者の健康増進という目的でありますから、やっぱりそれをしっかりとこういう緊急事態でありますので、今年度は致し方ないというふうに判断しますけれども、やはり機会を捉えて6回から8回ということでありまして、その辺のPRです、啓蒙もしっかりしながら、もうちょっと参加人数を20人ほどだということでありまして、もっともっと増やしながら、増やす努力をしながらこの事業を来年度以降も、令和3年、4年、5年ずっと続けていただきたいなと思います。お願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり高齢者の方の今後の健康寿命の延伸という目的からすると、やはりこれは継続していくべき事業だというふうに考えておりますので、今後もお広く周知いたしまして、多くの皆さんに参加できるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは議題外にわたらないように、後期高齢者医療広域連合納付金についてお伺いをいたします。

これは約500万円ほど減額になっております。その理由をお伺いいたします。

それと、今さらながらなんです、これ納付金なんです。納付金というのは、多分義務的なものと私は理解しているんですが、それでよろしいですね。

それで、この義務的な納付金、補正前の額が6,900万円、約7,000万円、これが補正で500万円、我が町では減になったと。まずその理由をお伺いいたします。

それから、議題外でなければ後期高齢者医療広域連合に納付、我が町で約7,000万円していたとすると、宮城県内全体ではこの広域連合に義務的に集まっているお金というのは幾らくらいあるのか。この辺についてもさらにお伺いさせていただきます。

これが議題外であれば、議題外の部分は省略して回答をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員の質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時57分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

10番天野秀実議員の質疑に対する答弁から始めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 天野議員にお答え申し上げます。

今回の後期高齢者医療広域連合納付金の478万3,000円の減額の理由ですけれども、まず、先ほど提案理由でも若干触れておりますが、こちらは徴収した保険料、これを広域連合へ納付するという項目となっております。

それでは、その保険料はどういったものかとなりますと、こちらも広域連合のほうで計算し、色麻町分は幾らという形で示される金額でございます。ですので、その保険料自体が減額という形で示されておりますので、結局保険料をそのまま納付金という形で広域連合に納付するというものでございます。

2つ目の御質問につきましては、広域連合全体の金額につきましては、ただいまその数値を持っておりませんので、もし必要であれば後ほど確認して御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この約500万円減額になった470万円に関しては、広域連合のほうで計算して出してきた金額だということで、理由については向こうで計算して出してきた金額だと。

それと広域連合で幾ら県内で金額になっているかは、今資料を持っていないので分からないということですね。

相当な何十億円という金額が集まっていると思われそうですが、そのお金が何に使われているのかということについては、既に皆さんの御承知のとおりですので、それについてはお伺いしませんが、これは納付金は基本的に義務的なお金ですから、必ず納めなければならないお金ですので、今度こういった項目が出てきたときには、広域連合に幾らくらいのものが積み立てられて、さらにそれが町民の皆さんにどのように役に立っているのかということについても多少お話ししていただけると、さらに理解が深まると思えます。大変ありがとうございます。よく理解いたしました。

○議長（中山 哲君） 天野議員、回答は後でよろしいですか。（「要りません」の声あり）要らないですか。分かりました。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 1 2 号 令和 2 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（中山 哲君） 日程第 8、議案第 12 号令和 2 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第 12 号令和 2 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,032 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 7 億 8,413 万 6,000 円とするものでございます。

歳入補正の主なものから御説明申し上げます。

議案書 74 ページを御覧いただきたいと思っております。

第 1 款介護保険料第 1 項介護保険料、第 1 号被保険者保険料では、現年度分特別徴収、普通徴収保険料合わせて 267 万 3,000 円の増額。

第 3 款国庫支出金第 1 項国庫負担金では、介護給付費負担金で 951 万 7,000 円の減。

第 2 項国庫補助金では、合計で 35 万 6,000 円の増額となります。

75 ページの第 4 款支払基金交付金第 1 項支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金、合計で 583 万 3,000 円の減額。

第 5 款県支出金第 1 項県負担金では、介護給付費負担金で 20 万 6,000 円の増額。

第 3 項県補助金では、合計で 47 万 8,000 円の減額となりました。

76 ページをお開き願います。

第 6 款財産収入では、介護給付費準備基金積立金利子で 3 万 2,000 円の増額。

第 7 款繰入金第 1 項他会計繰入金では、合計で 176 万 7,000 円の減額。

第 2 項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金 1,600 万円全額を減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

77 ページを御覧いただきたいと思っております。

第 1 款総務費では、第 1 項総務管理費から第 4 項計画推進費において、事業実施に伴う予算の整理により、合計で 128 万 7,000 円の減額としております。

第 2 款保険給付費関係では、各サービスごとの給付実績から今後の給付額を見込み、

予算額と比較して不要と見込まれる額について減額を行っております。第1項介護サービス等諸費から79ページ第5項特定入所者介護サービス等費まで、合計で1,312万5,000円を減額いたしました。

第4款基金積立金第1項基金積立金では、令和2年度において100万円の積立てを行うため、今回95万円を増額いたしました。これにより今年度末の基金給付費準備基金残高は7,876万円となる見込みでございます。

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費では202万8,000円、第2項包括的支援事業・任意事業費では164万4,000円、それぞれ予算整理のため減額いたしております。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、5万2,000円を減額いたしております。

第7款予備費におきましては、1,314万2,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書74ページ、歳入から入ります。

第1款介護保険料第1項介護保険料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

第5款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第3項県補助金。（「なし」の声あり）

第6款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

第4項計画推進費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費。（「なし」の声あり）

第2項その他の諸費。（「なし」の声あり）  
第3項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）  
第4項高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）  
第5項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）  
第4款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）  
第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）  
第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）  
第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）  
第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）  
以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第13号 令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第13号令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第13号令和2年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績に基づく補正でございますが、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ502万3,000円を減額し、予定の総額をそれぞれ3億7,987万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

87ページをお開き願います。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金では、特定環境保全公共下水道事業のストックマネジメント実施計画の事業費が確定したことにより、35万円の減額といたしました。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理により一般会計繰入金118万

円の減額といたしました。

第7款町債では、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事件数の減により350万円の減額といたしました。

第8款財産収入第1項財産運用収入では、下水道基金利子7,000円の増額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

88ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費で、下水道事業法適化に係る固定資産調査業務の事業費確定によりまして101万円の減額、下水道基金積立金では1万円の増額、消費税及び地方消費税で8万8,000円の増額など、増減合わせまして91万2,000円の減額といたしました。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費では、浄化センター及びマンホールポンプの電気料といたしまして24万2,000円の増額といたしました。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費では、委託料で浄化槽管理委託料で108万5,000円の減額、個別排水処理施設設置工事費で291万8,000円の減額といたしました。

第6款予備費では、財源の変更を行うものでございます。

次に戻りますけれども、84ページをお開き願います。

第2表地方債補正ですが、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事件数の減により、歳入限度額を1,930万円から1,580万円とするものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては款項を追っての質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書87ページ、歳入から入ります。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第7款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

第8款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねを申し上げます。

歳入で先ほど課長のほうから設置件数の減によるものということで減額になって、この歳出でも減額になっていると。

当初予定していた件数より多分減ったと、その減った件数が何件でその事由、理由はいかなる理由でできなかったのか。それとも何かがあったのか、その点をまずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

当初予定しておりました浄化槽の設置基数でございますけれども、10基予定しておりました。それが今の2月末時点で6基ということでございます。

どうしても町でも浄化槽の設置につきましては、広報なり行いまして呼びかけておりますけれども、やはり新築とか改修とかリフォームのときに併せて浄化槽を設置することということでございますので、そのお宅の財政事情ということもございまして、その関係で2月末時点ではまだ6件ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 当初は10基、2月末ここに来て6基と、4基できなかったと。

当初計画立てた際、10基というその策定理由は多分あったと思うんですよ。それが乖離がここに来て6基にしかできなかったと。それをどのように判断して組まれたのか。結果こういう形にはなっているんですけども、その点について御説明をいただきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

当初では前年度の設置個数等々を加味しまして、前年度ですと約6基とか8基とかということになりますので、多くても10基ぐらいであろうということで10基程度とさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 昨年の実績を基にすると6基から8基、ただ、今年度は10基。予算編成をやっぱりする際、今回こういう形で減額いろいろ出ています。個別排水だけではないんですけども、今後やっぱりそこいらを見極めかけて適正な編成の仕方をなされたらいかかなということを考えるんですが、その点今後、この数字を踏まえてどうとらえていくのかお示してください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは来年度の申込みを受けるわけではないんですよ。今言ったように、毎年これぐらいの実績だということで、予算はこれぐらい取っておけば大丈夫だろうということで予算ですので、ですから結果として、たまたまその予算の範囲内に収まって、まあまあよかったということになるんですけれども、ですから、ぴたっとはいかないんです。最初から申込みを受ければ、来年予定する人たちの申込みを受ければそのとおりの予算で間に合うんですけれども、そういうものでないということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかによろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） この歳出の個別排水事業についてお伺いします。

この公共下水事業に関しましては、この議案書を見る限り、ほとんど限りなく終盤、終盤といいますか、完成に近づいてきて、色麻町でも限りなく近代的な、文化的な生活様式に切り替わっているように思いますので、最後の部分についてお伺いさせていただきます。

個別排水事業につきまして、先ほど3番議員から減額になった理由が示されました。そこで、この個別排水事業について、当初色麻町内で対応すべき箇所の算出がされていると思います。その個別で対応されるはずの箇所というのも大分浄化槽が入って終盤に近づいているものだと理解しているんですが、当初見積もった個別で対応すべきものと見積もった箇所は何箇所ほどでして、それとまた現在までに個別で対応を終えた件数は何か件ほどだったのか、この辺についてお伺いさせていただきたいと思います。

そうすると、大体今までの見積もりで件数で推移をすると、この個別排水事業についてもあと何年くらいで完成するんだなという計算も私たちはできますので、その辺の事実関係をお伺いさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

当初、個別排水処理事業ということで戸数につきましては、590戸予定をしており、590です。今現在、水洗化になったものが268戸になります。

あくまでこれは個別排水処理ということだけでございますので、それ以外にも農集排とか特環のほうございますけれども、個別排水処理だけですと今申し上げた数になるということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

毎年どのくらいの見積もりで進んでいるかについては、先ほど来の説明で理解しました。それで、大分これが取り入れられているものだという理解の仕方をしていたんですが、個別で対応すべきと判断している場所が町内で590か所で、590戸数、戸ですね。そして、現在までに工事が終えた戸数が268戸。となると、半分までまだ到達していな

いということになりますね。そういう状況なんですね。

であるとするならば、これは相手からの申込みということもなければやれないわけですが、的確に情報を提供しながら鋭意努力されて、せつかく下水道関係の整備に入ったわけですから、さらに努力をしていただきたいと思います。

そうすると、私大分誤解をしていた面がありました。そうすると、特定環境についてもこっちのほうについては質問しませんが、当初の計画よりももしかしたら進捗していないという可能性があるんだなということが分かりましたので、さらなる努力を期待いたします。

質問は終わります。

- 議長（中山 哲君） 回答は。（「回答はいただいたほうがいいね」の声あり）はい、どうぞ。質疑ですので、必ず回答は求めてください。

建設水道課長。

- 建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

個別排水にしろ、農集排にしろ、特環にしろ、町民皆様の生活環境がよくなるということでございますので、今後もチラシなり啓蒙活動を行いまして、接続率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

- 11番（山田康雄君） 今のやり取りの中で、268戸が個別排水事業をやったというふうなお話なんですけど、町の利子補給を借りないで個人でやっている方も含めてのこの個別排水事業になるんですか。要するに、町で毎年こうやって利子補給をして、無利子でこういう事業を進めているんですか、町のそういう事業の融資を受けないで個人でやっている方も含めて268戸なんですかということ、確認したい。

- 議長（中山 哲君） 建設水道課長。

- 建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

この268の数字につきましては、融資を受けた方もございますし、融資を受けないでそのまま自分のお金というんですかね、それで設置しているという方もいらっしゃいます。全部で268ということでございます。

以上でございます。

- 議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第6款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑は終わりました。

次に、84ページに戻りまして、第2表地方債補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第14号 令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第14号令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第14号令和2年度色麻町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出についてでございますが、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ2万円を増額し、予算の予定額を1億9,593万9,000円といたしました。

91ページをお開き願います。

収入につきましては、第1款水道事業収益第2項営業外収益で、基金運用等収益2万円の増額といたしました。このため、支出の第1款水道事業費用第4項予備費で同額の2万円を増額し、予算額を調整いたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書91ページ。

収益的収入及び支出、収入から入ります。

第1款水道事業収益第2項営業外収益。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

第1款水道事業費用第4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第15号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋康起君） 議案第15号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この条例は、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費を規定しております。

町長、副町長及び教育長の給与については、従来から町長が20%、副町長及び教育長がそれぞれ10%の減額を実施してまいりました。

今回の改正でも依然として厳しい社会情勢等を勘案し、令和3年4月分から令和4年3月分までの期間について、町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を行う改正であります。

改正の内容であります。附則の第3項、第4項及び第5項について、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今回の特別職の職員に関して一部改正ということですが、令和3

年度に特別職の給与を減額した理由と減額率、先ほど説明もありましたが、その根拠はどのようになっているのか、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今さら言うまでもないんですけども、コロナの状況で町民の皆さんも大分苦慮していると、そういう状況でもありますので、議員の皆さんも現在は10%カットということで今月まででしたでしょうか、やって来ておりますし、私も4月からさらにそういう気持ちを込めて10%をカットしたいということでの提案でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今説明がありましたが、私にしてみれば減額する必要はないのではないかなと思っています。

というのは、令和2年度で町長20%、副町長、教育長が10%、さらに管理職手当50%、金額にしますと419万何がし、令和2年度で実施しているわけです。長引く不況、よく町長がおっしゃいますが、厳しい財政状況勘案してそこまでは分かるんですが、令和2年度でこのくらいやって、管理職手当も50%削減しておいて、令和3年度はこの予算書を見ると管理職手当はまた戻す、そのくらい逆に言えば厳しい厳しいと言いながらも余裕あるのかなと私は思います。

逆に、そのくらい頑張っている3役であれば、堂々と減額をしないでもらえばよろしいのではないかなと思っています。それでは令和2年と3年度の整合性が、キャッシュフローあるいは財政状況から見てちょっと理解できかねるのですが、その辺について再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに財政が好転したというほどには言えないんですけども、財政的に厳しいというのは、それはどの時でも何年か前からずっとこれは同じなんですけど、そういうことで去年はそういう気持ちを込めて20%、副町長10%、教育長10%、それから管理職の皆さんも自ら半分を返還という形で協力をさせていただきました。

今年は確かに好転したというわけではないにしても、今小川議員から言われたように、本来の姿にやっぱり戻るのが本当なんですけれども、管理職手当はもちろん戻すけれども、私、副町長それから教育長については、さっき言ったように、今もコロナで相当町民の皆さんが苦慮しているということを勘案しながら、そういうふう今回のこの議案に込めたつもりでございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今令和2年度の管理職手当について、管理職の方々の自らの要望ですか、そういう形になって50%になりましたけれども、やはり行政改革云々等でありますとおり、人、物、金、情報、時間、その中で人です。そうしますと、やはり人件費、生活費は減額することなく払って、それ以上に生産性ということはいませんが、能率性のある仕事をしてもらうのが、私は筋ではないかなと思っています。それ以前

に、各種事業を見直しすれば、昨年度における管理職手当419万円前後の金は捻出できるのではないかなと思っています。どうしても人件費は最後の最後のとりでではないかなと思っています。

とにかく働いてもらう職員、逆に言えば出すくらい出して働いてもらって、その以上できないのであれば逆に、逆査定という言葉は大変失礼ですけれども、そういう形で対応しないと、何かあると職員から減額要請、そういうシステムというか、やり方では若い職員は私はこれから伸びないと思います。人件費はあくまでも最後です。

よく町長はマンパワー、マンパワーとおっしゃいますが、定数管理120名、マンパワーではありません。人数ではありません。能力ですよ。120名を集めて定数管理がなっていると、そういう意味じゃなくて、さらに会計年度の職員、皆さんは方針、方針、短期と長期ありますけれども、一生懸命やっています。

やはりその辺も踏まえて事業を見直しして、働いてもらうのが町長の経営者としての考え方ではないかなと私は思うんですが、再度説明等をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変ありがたいお話をいただきました。全くそのとおりでございます。

私も何としても職員の氣勢をそぐようなことはしないということで、それは心にしっかりと刻んでおいておりますが、なおなお議会の皆さんからそういうふうなお言葉を頂きますと、これからも私としてもさらにそういう思いを強くして進みたいというふうに思います。

私たちの、今回、今提案しております特別職関係については、さっき言ったような理由で減額をしながら、それでも私ら3人は氣勢はなくすということではなくて、同じようにこれからも頑張っていきたいというふうに思っていますので、この議案についてはお認めをいただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 色麻町手数料条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第16号色麻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 議案第16号色麻町手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書94ページ、審議資料は6ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

色麻町手数料条例に定める各種証明書等の手数料につきましては、住民票、印鑑登録証明書など、一私人の請求に基づき請求者の利益を行うための事務でございます。

そのため手数料は、その役務に対する費用を補うため、また、報酬として徴収する料金でございます。

その費用は、やはり受益者の負担が原則であると考えております。

本条例で定めております手数料の額につきましては、平成20年3月4日召集の第1回定例会で改正して以降、13年間据え置いてきたところでございます。

平成20年改正時の住民票1通当たりの経費、コストですけれども、こちらは平成18年度をベースとしまして人件費を含みますが、310円程度でございました。現在は令和元年度ベース、こちら人件費を含む数字で計算しまして、住民票1通当たり460円程度という状況になっているところでございます。

このような中で、平成31年3月に策定いたしました色麻町行財政改革大綱におきまして、基本戦略2の基本方針1、「積極的な財源の確保」として受益者負担の適正化に基づく各種事務等の手数料及び各施設の使用料の見直しを進めるとしたところでございます。今回、これらのことを受けまして、お示しした内容のとおり手数料を改正したく御提案をしたところでございます。

改正の内容につきましては、審議資料6ページから9ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

別表には35の項目がありまして、その額を記載しているところでございます。そのうち、250円と定めております諸税、公課に関する証明の交付のほか、15の項目につきまして、手数料の額を今回50円引き上げ、300円といたすものでございます。

その他の項目につきましては、法令等で規定されている額でございますので、今回は見直しをいたしません。

議案書94ページを御覧いただきまして、附則でこの条例は令和3年4月1日から施行するものといたします。

以上、よろしく御審議賜りお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第17号 色麻町介護保険条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第17号色麻町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第17号色麻町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

平成30年度から令和2年度の3か年を計画期間とする色麻町高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画が今年度をもって終了いたします。色麻町介護保険運営委員会の御審議をいただきながら第8期計画の策定作業を進めてまいりました。この計画は令和3年度から5年度までを計画期間とし、今後3年間における介護サービスの提供基盤の整備や、保険、医療、福祉施策の基本となるもので、令和3年度から令和5年度までの介護サービスの需要料、介護給付費の見込額及び介護保険料等を盛り込んでおります。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴い、色麻町介護保険条例の一部を改正するもので、第8期介護保険事業計画に基づきまして、第2条で規定しております保険料率の年度を改正をいたすものでございます。

それでは、新旧対照表で改正内容を御説明申し上げます。

審議資料の9ページをお開き願います。

第2条で規定しております保険料率の年度を第1項では「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、第2項から第4項までを「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改めるものでございます。

なお、介護保険料については、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の基準額を第

7期計画と同様の月額5,600円に据え置くことといたしております。

議案書95ページに戻っていただきまして、なお、附則において条例の施行期日を令和3年4月1日からとし、経過措置として、保険料の規定は令和3年度分から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、従前の例によることといたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回、この介護保険第8期の計画に基づいてこれからやっていくんだということで、今説明がありました。

その中で、指定居宅介護支援事業者、これはどこどこに当たるのか。町で指定している事業所ですよ、これね。どこどこなのか、まずそこをお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 工藤議員。（「失礼しました。17号ね、今の議案ね。ごめんなさい」の声あり）

よろしいですか、分かりましたか。（「間違えました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第18号色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第18号色麻町指定居宅

介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

指定居宅介護支援事業者とは、介護保険を利用する介護の必要な方や御家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況に考慮して、在宅で適切なサービスが利用できるように支援する事業所で、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが利用者とサービス事業者のパイプ役となり、連絡・調整や介護に関する様々な相談に応じます。また、介護サービスの計画、いわゆるケアプランを作成し、利用者が適切な介護サービスを受けられるお手伝いを行う事業所でございます。

町内では、色麻町社会福祉協議会の色麻ケアセンターや、ケアプランニング希望館がその事業所に該当いたします。

今回の改正は大きく4点に集約されております。

まず1点目として、介護人材や介護現場での業務効率化及び負担軽減として、事業者はサービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行うことができることや、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化などの措置を講ずることとあります。

2点目として、事業者に対し感染症の予防、または蔓延防止のための措置を講じることなどを義務づけるものでございます。

3点目として、ケアマネジメントの質の向上と公正・中立性の確保から、事業者に対し作成したケアプランにおける居宅介護サービスごとの割合について、利用者への説明などを義務づけるものでございます。

4点目は、高齢者虐待防止の推進として、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催や、研修会の定期的な実施などを義務づけるものでございます。

それではこれらの改正内容を踏まえ、改正要点を御説明申し上げます。

審議資料10ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、目次の第6章に雑則が新たに新設されました。

第3条の基本方針に、事業者は虐待防止等のために必要な体制の整備や、従事者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならないことなどが新設されました。

11ページの指定居宅介護支援の具体的取扱方針では、第16条第9号に事業者はサービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるなどを追加してございます。

13ページの第21条の運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項が新設されました。

第22条の勤務体制の確保等では、事業者は職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じること。

第22条の2の業務継続計画の策定等では、事業者に対し感染症や災害が発生した場合

における業務継続のための計画の策定等を義務づけること。

第24条の2に、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置を講じることなどを義務づけることとございます。

14ページをお開き願いたいと思います。

第30条の2として、虐待の防止のための措置などを講じることと義務づけること。

15ページの第34条の電磁的記録等は、事業者のサービス提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることなどを新設いたしました。

議案書99ページに戻っていただきまして、附則については、この条例は令和3年4月1日から施行となります。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行となります。また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための規定の適用については、施行の日から令和6年3月31日までの間、経過措置を定めることといたしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 先ほどは失礼をしました。

この該当する事業所はどこですかということでしたけれども、社会福祉協議会と希望館だという説明がございました。

その中で、今回改正された内容を見ますと、第7条の2項で前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において云々ということで、その割合等に説明を行い、理解を得なければならないというふうに今回付け加えられています。最後のほうはそのままですけれども、そういうことで今回このように改正をしたことによって、いわゆる利用者に対して、提供されたものに対して説明と理解を得なさいということなんですけれども、そのことによって利用者は何が変わるのでしょうか、今までと。これが策定された後のことで。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 今回の改正に伴いまして、いろいろ今御説明した内容の事項あったんですが、より利用者にとって事業者がきちんと説明をすることを義務づけることによりまして、利用者がサービスを分かりやすく利用できるというような体制を今回の条例改正に伴って、利用者にとって大分メリットのある改正内容なのかなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回改正したことによって、利用者がサービスを利用しやすくなるんだという説明なんですけれども、ただ、中には高齢のために理解できない方、もしくは脳のほうに損傷がある病気などで意思疎通ができない方もいらっしゃると思うん

ですけれども、そのような方々にはどういう対応をなさるのか。

例えば、家族を介して同意を取るとか、何かまたは要保護者を介してそういうことを確認するのか。そうした場合、その介護者なり要保護者の法的な位置づけとといいますか、その利用者に代わって同意をするわけですから、そうするとそこに責任というものも発生するんだと思いますよね。そうした場合、そういう法的な位置づけとといいますか、それらも含めてどういう方、どういう人を対象にこの高齢者なり、理解できない方、または脳に何らかの損傷とといいますか、病的なものといいますか、そういうものがある方に対してどのようにそれを理解を求めていくのか、その手段、お願いします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、指定居宅介護事業者、介護支援専門員ですが、まず利用者には当然御説明はいたすわけなんです、当然その御家族の方にも説明をすることになってございます。介護保険ですね、その方の介護支援ももちろんなんです、その介護支援者ですか、その御家族の方の介護支援のほうも講じているわけですので、当然利用者、あとはその御家族の方にも懇切丁寧に御説明するようになるかと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

大体分かりましたけれども、ただ、あり得ないことだろうと思うんですけれども、その今回利用者に対して説明を行い、理解を得るということで、これが義務づけられたわけですね。そうした場合、これを同意しない人はいないと思うんですけれども、あり得ないことだろうと思うんですけれども、万が一何か行き違い、勘違いがあっても理解してもらえないというような場合ももしかしたら想定される可能性があるんですけれども、その場合、利用はできなくなってしまうのかどうか。あり得ないかもしれないんですけれども、でも、やっぱり人ですから、何か勘違いというものもあるかもしれませんので、その場合の対応というのはあらかじめ考えているのかどうか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 今工藤議員さんから御質問があった内容なんでございますが、基本的にはケアマネジャーさんがその利用者さんだったり家族さんにサービスの内容を丁寧に御説明を申し上げて、そこで食い違いというんですか、ちょっと相違がなるということはなかなかないのかなとは思いますが、万が一そういった場合ある場合は、町の包括支援センターのほうに御相談ということも想定されるのかなと思っております。

そういったケースはなかなかないと思うんですが、もしそういった御相談があれば、町の包括支援センターのほうに御相談していただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 御苦労さまです。大体、おおよそ分かりました。

その中で私一番興味を持ったのが、テレビ電話装置を使った会議なんですが、そこで11ページの16条の（9）、私大体この条文を読み取れるようには訓練はしたつもりなんですが、これがよく分からないんですよ。

条文をちょっと見てください。

介護支援専門員は、サービス担当者会議、ここから丸い括弧がついているんですよ。丸い括弧がついて、そしてこの括弧を取り除くと、4行目の会議を招集して行う会議に行くのかと思ったら、ところが丸い括弧がついていて、その4行下に最初のほうに丸い括弧があって、以下この条においての以下の前に丸い括弧があって、担当者のところにかぎ括弧があって、丸い括弧があって、そしてまたその最後のほうに丸い括弧があって、そしてそのまた下段に丸い括弧があって、かぎ括弧があって、また一番下の段に最初のほうに閉じている丸い括弧があってと。これね、なかなかね、私は国語の能力が結構ないもんですから、なかなか読み取れないんですけども、これ条文ですからしっかり大丈夫なようにつくってきたんだろうと思っているんですが、これ本当に意味が通じてるんですか。大丈夫なんですか。その辺だけお伺いさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

実はこの策定の際に、第16条の第9号でございますが、介護支援専門員はまずサービス担当者会議ということで括弧がございます。その大きな括弧の最後が次の12ページの3行目の開催によりまで、これが一つ大きな括弧になります。

サービス担当者会議の開催によりのところが、これが一つの大きな括弧になります。

次の11ページの9号の、担当者会議がかなり長くなっている状況になっております。

11ページの第9号の指定居宅サービス等の担当者以下から「担当者」という。までがもう一つの括弧になります。

を招集して行う会議で、括弧でまたテレビ電話等ってあるんですが、この括弧は12ページの3行目の同意を得なければならない。までの括弧になります。

11ページに戻っていただきまして、情報通信機器以下からテレビ電話という。までが次の括弧までが一つのくくりとなっておりまして、次の12ページにその家族以下から「利用者等」という。括弧までが一つの括弧内になっているような状況で、これは国のほうの基準に基づいてこのような改正を行っている次第でありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今の説明を聞いておおよそ理解しました。

しかし、国の基準では括弧の姿形が全部同じなんですよね。ということも初めて分かりました。括弧の同じ形で括弧の種類が違うということを理解しないと、この文書が読み取れないんですが、大変不勉強だったんだなということは今さらながら分かった次第

です。初めて分かりました。でも、普通はちょっと同じ括弧で括弧の違いを理解できる人がなかなかいないように思うんですが、今後、今説明されたようにこの件については理解をできましたので、大変ありがとうございました。今後、幾ら括弧があってもそのように読み取れるように努力をいたします。ありがとうございます。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第15 議案第19号 色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第19号色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第19号色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正も議案第18号と一部同様の改正でありまして、介護現場での業務効率化及び就業環境対策、感染症の予防または蔓延防止対策、高齢者虐待防止対策などが主なものでございます。

指定介護予防支援事業者とは、本町では町の地域包括支援センターのことでございます。

それでは、これらの改正内容を踏まえ、改正要点で御説明を申し上げます。

審議資料17ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第2条の基本方針に、事業者は虐待防止等のために必要な体制の整備や従事者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならないことが新設されました。

18ページから20ページでは、第19条第4項の勤務体制の確保等として、事業者は職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じること。

第19条の2の業務継続計画の策定等では、事業者に対し感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定等を義務づけること。

第21条の2に感染症の予防及び蔓延の防止のための措置を講じることなどを義務づけること。

第27条の2は、虐待の防止のための措置に関する事項が新設されました。

指定介護予防支援の具体的取扱方針では、第31条第9号に事業者はサービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるなどを追加してございます。

21ページの第34条の電磁的記録等は、事業者のサービス提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることなどを追加いたしました。

議案書104ページに戻っていただきまして、附則については、この条例は令和3年4月1日から施行となります。また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための規定の適用については、施行の日から令和6年3月31日までの間、経過措置を定めることとしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回、18号も19号も次の20号も文言を整理したり、あとは虐待防

止関係、そういうのが主な改正点なんですけれども、その中で例えば18ページの4の下から2番目の職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるとか、19条の3行目、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画とか、あとは2項においての業務計画または必要な研修及び訓練とか、いっぱい計画なりそういう事業のことが載っているんですけれども、これらを絵に描いた餅にしないためにも、やはりどっかで監督指導するところがないとだめなんだろうなというふうに思っているんですけれども、しかし、この同じ事業所内なり関係者ではなかなかこの辺については、そのとおりになっているかどうかというのもチェックしがたいものだと思うんですけれども、この点に関して町としてはどのような関わりを持っていくのかお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 今の条例改正のほうで、従業者の環境の改善だったり、あと業務継続の計画もしくは業務計画の見直しを行った際に、町としてどのような関わりかということでございますが、事業者については、そういう、例えばいろいろな事案があった場合、当然町のほうに御報告をいただくようになります。そういった場面できちんと事業者のほうでそういった計画に基づいて業務をなさっているかの確認は、当然、町のほうで実施するようになるかと思っております。

今回、新たにこういった改正がなされましたので、事業者についてはこの基準に沿った形で実施していただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町で当然、町でやっていることですから、町が関わるんだろうと思いますけれども、ただ、この中でも虐待のことなどもうたってますけれども、今新聞テレビ等で虐待いろんな施設でも起きていますということで、テレビ等、新聞等でいろいろ報道されていますけれども、やはりこういう施設に入る方、またはこういうものを利用する方というのは、心身ともに弱っている方でありまして、なかなか何かされても抵抗できるような状況ではないと思われまして、この中で高齢者の虐待の防止とか、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律というのがあって、それで町が積極的に関わっていくようにうたっています。6条または9条、それらでしっかり町としてこの19号だけでなく、18号もそうですし、また次の20号もそうですし、それらをしっかりとやっぱり監視という言葉はよくないんですけれども、やっぱりそういう方を守るようにしっかりと指導・助言をしていってほしいなと思っておりますけれども、ただ、それを行うのにもやはり人員が必要なわけでありまして、なかなか大変なのかなという思いはするんですけれども、そのようなことが発生した場合の対処の仕方、またそれらに対応する体制はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、施設のほうで虐待等について万が一発生した場合の町の対応ということでござ

いますが、まず高齢者の虐待については、高齢者虐待防止法がございます。要介護支援の施設の事業者、また、その従業者については、そういった虐待をした場合は、最初に町のほうに報告とする義務になってございます。それを受けて町のほうでは事実関係をまず行うために施設のほうに立入りだったり、あと、県のほうにも同じく通報するようになっております。まずは、その事実確認を行いまして、町のほうで対応するというふうになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） やっぱりしっかりとその辺チェックしてもらって、入所している方、また、お世話になっている方がそういう目に遭わないように、ぜひしっかりやってほしいなと思っております。

その中で、この9条で、こっちの高齢者の虐待に関する防止また養護者に対する支援ということで、その中に通報を受けた場合の措置というのが9条で示されているんですけども、そうした場合、その中で当該高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のため措置を講ずるとともに云々ということであって、高齢者虐待対応協力者という文言がありますけれども、これはどなたを指すのか、ちょっといろいろ調べたのですが、不勉強なものですからちょっと見つけられなかったもので、このことについてどなたを指すのか、その方が色麻町内なのか、または誰か指定された方がそれに当たるのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今工藤議員さんがおっしゃってた高齢者虐待防止法の第9条ですね、通報を受けた場合の措置ということで高齢者虐待対応協力者ということで、市町村と連携協力する者というふうに既定されておりますので、これはいろんなパターンが想定されるかと思いません。

例えば御家庭内であって、第3者の方が例えばそれを虐待等を発見というんですか、した場合、市町村と連携協力する者ということで、そういった方も高齢者虐待対応協力者というふうではないかなと考えております。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号 色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第16、議案第20号色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第20号色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例につきましても、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は第1章から第10章までで、第1条から第204条までと長く、今回の改正箇所も大変多いことから、大まかな改正内容と改正要点を御説明申し上げたいと思います。

まず、指定地域密着型サービス事業についてでございますが、本町では第6章に規定しております認知症対応型共同生活介護で指定しておりますサンすまいるしかまのグループホームが対象の事業者となっております。

そのほか条例で定めているサービス事業者については、現在本町にはありませんが、新規開設に備えまして条例で規定してございます。

今回の改正も議案第19号と一部同様で大きく4点に集約されてございます。

まず1点目として、介護人材、介護現場での業務の効率化及び就業環境としての事業者は、サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行うことができることや、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じることなどがございます。

2点目としても事業者に対しまして、感染症の予防または蔓延防止等に関し、委員会の開催、研修の実施などの取組を義務づけるものでございます。

3点目として、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続できるよう業務継続に向けた計画の策定、研修、訓練等の実施などの取組を義務づけるものでございます。

4点目は、高齢者虐待防止の推進として、虐待の発生及び再発防止のための委員会の

開催、研修会の定期的な実施などを義務づけるものでございます。

それでは、改正内容を踏まえまして、改正要点を御説明申し上げます。

審議資料の26ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1章の総則の指定地域密着型サービスの事業の一般原則に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備等の措置を講じなければならないことなどを義務づけました。

28ページの第31条第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を新設し、33ページの第55条第8号から61ページの第186条までの指定地域密着型サービス事業者の運営規程にも同じく追加してございます。

職場におけるハラスメントの対策事項については、第32条第5項から62ページの187条第5項までの指定地域密着型サービス事業者の勤務体制の確保等に追加してございます。

第32条の2は、業務継続計画の策定。

第33条は、事業所において感染症対策として研修及び訓練を定期的を実施することや、対策を検討する際にテレビ電話装置等を活用して行うこともできるなどを義務づけております。

30ページの第40条の2では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、虐待の発生またはその再発防止の対応方法を定めなければならないと義務づけております。

36ページの第59条の15では、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害対策として訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと義務づけてございます。

51ページの第123条第3項、53ページの第146条第4項、58ページの第169条第3項の指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、全ての従業員に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる義務が追加されました。

議案書118ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行となります。また、虐待の防止、業務継続計画の策定、認知症に係る基礎的な研修の受講等の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置が設けられております。

以上、説明が長くなってしまいましたが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今回のこの20号、大原にありますサンすまいるしかまというところが色麻では対象だということで、議案の21号もそうだということで伺っておりました。

41ページにもわたる内容なので、大変頭が痛くなるくらいだったんですけれども、た

だ、その中でちょっと気になるというか、確認しておきたいと思うところがありましたので、お尋ねしたいと思います。

48ページの9項の一番下のほうに、第6項の別に町長が定める研修をしている者を置くことができるという文言があります。

町長が定める研修、どのような内容の研修を受けた者、終了した者がこの管理者たるに該当するのか、ちょっとその辺大原にある施設なものですから、ちょっと確認をしておきたいなと思いましたので、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

第9号については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて町長が定める研修を修了している者を置くことができるということで、その研修が定められた研修を町長が特にこの研修もいいですよといった研修について、修了した者を管理者として置くことができるということでございます。（「それは分かるんですけども、どういう内容の研修かということ」の声あり）

○議長（中山 哲君） ちょっと待った。工藤議員、質疑の際には挙手をして指名を受けてから。

○8番（工藤昭憲君） 挙手じゃなくて、質問したことに対して答弁していないから。

○議長（中山 哲君） 答弁してなかったんですか。はい。（「だから答弁するように言ったの」声あり）よろしいですか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

研修、町長が定める研修ですね、これ認知症、介護の研修というふうになるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 研修という内容は、認知症関係また介護に関するそれらを研修を修了した者が町長が定めるというふうに、そこにつながるということですね。分かりました。

ただ、その中で次のページの49ページの2項に、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができるということは、私はこのように理解したんですけども、つまりこの多分点在している施設があるんですけども、そこを統括する本部というんですか、本店というんですか、ちょっと何て言えばいいか分かりませんが、その方が今課長が答弁されたような研修を修了している者が、その本店または本部のようなそういう事業所の管理者がそれをやってもいいというふうに私解釈したんですけども、それでいいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

そのとおりでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号 色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第17、議案第21号色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第21号色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例も議案第20号同様に、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、指定地域密着型介護予防事業サービス事業者についてでございますが、本町では第4章に規定しております介護予防認知症対応型共同生活介護で指定してございますサンすまいるしかまが対象の事業者となります。

そのほか事業者については、現在本町にはありませんが、開設した場合に備えまして条例で規定してございます。

今回の改正内容は議案第20号同様に、介護現場での業務効率化、就業環境対策、感染症対策、業務継続に向けた取組強化、高齢者虐待防止対策などが主な内容でございます。

それでは、これらの改正内容を踏まえ、改正要点を御説明いたします。

審議資料の67ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第3条でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則にサービス事業者は利用者の人権擁護、虐待防止等の体制整備の措置を講じなければならないことを追加いたしました。

70ページの第27条の介護予防認知症対応型通所介護事業者や、76ページの第57条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、81ページ第80条の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を追加いたしました。

第28条及び81ページの第81条の勤務体制の確保に指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、全ての介護事業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる義務や、職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化などの対策などを追加してございます。

72ページの第3条の2として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生や再発防止対策を講じるよう義務づけられました。

77ページの人員に関する基準については、第71条で従業者の数を緩和する規定が追加されてございます。

議案書172ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行となります。また、虐待の防止、認知症に係る基礎的な研修の受講などの規定の適用については、令和6年3月31日までの間、経過措置が設けられております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 4 6 分 延会

---